

# 第93期 定時株主総会 招集ご通知

## 目次

■第93期定時株主総会招集ご通知…… 1

(添付書類)

■事業報告

- 1.森永乳業グループ（企業集団）の  
現況に関する事項…………… 5
- 2.会社の株式に関する事項…………… 12
- 3.会社の新株予約権等に関する事項… 13
- 4.会社役員に関する事項…………… 14
- 5.会計監査人の状況…………… 18
- 6.会社の体制および方針…………… 18

■連結計算書類 …………… 25

■計算書類 …………… 29

■監査報告書 …………… 33

■株主総会参考書類

- 第1号議案 剰余金の処分の件…………… 37
- 第2号議案 定款一部変更の件…………… 37
- 第3号議案 買収防衛策のための新株予約権  
無償割当ての委任の件 …………… 39
- 第4号議案 取締役11名選任の件 …… 56
- 第5号議案 監査役3名選任の件…………… 63
- 第6号議案 補欠監査役1名選任の件… 65

## 開催情報

### 日時

平成28年6月29日(水曜日)  
午前10時(受付開始 午前9時)

### 場所

東京都港区北青山三丁目6番8号  
青山ダイヤモンドホール  
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

株 主 各 位

東京都港区芝五丁目33番1号  
**森永乳業株式会社**  
代表取締役社長 宮 原 道 夫

## 第93期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第93期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面（議決権行使書）または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、以下のいずれかの方法によって議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

### 【書面（議決権行使書）による議決権行使の方法】

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月28日午後5時30分までに到着するようご返送ください。

### 【電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の方法】

「インターネット等による議決権行使のご案内」（3～4頁）をご参照いただき、平成28年6月28日午後5時30分までに賛否をご入力ください。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月29日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 東京都港区北青山三丁目6番8号  
青山ダイヤモンドホール

### 3. 目的事項

#### 報 告 事 項

1. 第93期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第93期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

#### 決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 買収防衛策のための新株予約権無償割当ての委任の件
- 第4号議案 取締役11名選任の件
- 第5号議案 監査役3名選任の件
- 第6号議案 補欠監査役1名選任の件

## 4. 招集にあたっての決定事項

### 1. 代理人による議決権行使について

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

### 2. 議決権を複数回にわたり行使された場合の取扱い

- (1) 書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

### 3. インターネットによる開示について

以下の①および②の事項につきましては、法令および当社定款第17条の規定に基づき、本招集ご通知への記載にかえて、当社ウェブサイトに掲載しております。

- ① 連結計算書類の連結注記表
- ② 計算書類の個別注記表

【当社ウェブサイト】

<http://www.morinagamilk.co.jp/corporate/ir/stock/info.html>

なお、監査役および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類は、株主総会招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、上記の当社ウェブサイトに掲載している連結注記表および個別注記表となります。

### 4. 株主総会参考書類ならびに添付書類記載事項を修正する場合の周知方法について

株主総会参考書類ならびに添付書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を上記の当社ウェブサイトに掲載いたしますのでご了承ください。

以 上

~~~~~  
◎お願い 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

## <インターネット等による議決権行使のご案内>

インターネット等により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、書面（議決権行使書）のご郵送またはインターネット等による議決権行使のお手続はいずれも不要です。

### 記

#### 1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時まででは取扱いを休止いたします。）
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主さまのインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) ご不明な点等がございましたら次頁に記載のヘルプデスクへお問い合わせください。

（注）「iモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

#### 2. インターネットによる議決権の行使方法について

- (1) 議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主さま以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について  
議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主さまのご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主さまのご負担となります。

|                                                                                           |
|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| システム等に関するお問い合わせ<br>三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）<br>電話 0120-173-027 (受付時間 9:00~21:00、通話料無料) |
|-------------------------------------------------------------------------------------------|

4. 議決権電子行使プラットフォームについて  
管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）は、株式会社 I C J が運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただけます。

以 上

(添付書類)

## 事業報告

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

### 1. 森永乳業グループ（企業集団）の現況に関する事項

#### (1) 森永乳業グループの事業の経過および成果

当期のわが国の経済は、政府・日銀の経済・金融政策の効果もあり、企業業績や雇用情勢は引き続き改善の動きがみられるなど全般に緩やかな回復傾向が続きました。しかしながら、中国を始めとするアジア新興国等の経済の減速がわが国の景気に与える影響等の懸念もあり依然として不透明な状況で推移しました。

食品業界におきましては、円安などの影響を受けた原材料価格の高騰に伴う価格改定が幅広い分野で行われ、消費者物価は緩やかに上昇する中で、一部では高付加価値品が支持されるなど底堅い消費がみられました。

酪農乳業界におきましては、昨年4月に生乳取引価格が引き上げられた一方で、減少の続いていた国内生乳生産量が若干ながら上向き傾向となりました。また、TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）の大筋合意や生乳取引に入札制度が試行的に導入されることが決定するなど、今後の酪農乳業界の変化が示唆される一年でした。

このような環境のもとで、当社グループは、引き続きお客さまのニーズに応えた商品の開発・改良に努めるとともに、一部商品において価格改定とその浸透に努めてまいりました。一方で、販売促進費の効率的な支出の徹底や、固定資産売却を進めるなど、中期経営計画で掲げている資産効率の改善および合理化の推進に取り組んでまいりました。

これらの結果、当期の連結売上高は前年比1.1%増の6,014億9千9百万円となりました。

連結の利益面では、営業利益は前年比110.4%増の143億1千7百万円、経常利益は前年比81.7%増の149億5千9百万円となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は、固定資産売却益54億5千1百万円を計上したこともあり、前年比154.0%増の105億7千6百万円となりました。

#### 当社（森永乳業）の概況

##### ① 概況

当社の業績は、売上高は前年比2.1%増の4,538億6千5百万円となりました。利益面では、営業利益は前年差69億2千1百万円増の66億5千4百万円、経常利益は前年比180.1%増の97億2千2百万円、当期純利益は前年比369.5%増の78億3千4百万円となりました。

また、公益財団法人ひかり協会に対する負担金として、当期は16億6千7百万円を支出いたしました。

## ② 売上の状況

### 市 乳

牛乳類は、「森永あじわい便り」などの白物乳飲料や成分調整牛乳「まきばの空」が前年を上回ったことから、全体でも前年の売上を上回りました。

乳飲料等は、「リプトン ミルクティー」が前年を上回りましたが、「マウントレーニア カフェラッテ」シリーズが前年を下回ったことから、全体でも前年の売上を下回りました。

ヨーグルトは、「濃密ギリシャヨーグルト パルテノ」が大幅に前年を上回ったことに加え、「ビヒダスヨーグルト」も前年を上回ったことから、全体でも前年の売上を上回りました。

これらにより、市乳の売上高は2,067億7千9百万円（前年比1.9%増）となりました。

### 乳製品

粉乳は、調製粉乳の「森永E赤ちゃん」や「森永はぐくみ」が前年を上回ったことから、全体でも前年の売上を上回りました。

バターは、家庭用、業務用ともに前年を上回ったことから、全体でも前年の売上を上回りました。

チーズは、クラフトブランドの「6Pチーズ」や「フレッシュモッツァレラ」が前年を上回ったことから、全体でも前年の売上を上回りました。

これらにより、乳製品の売上高は965億8千8百万円（前年比3.2%増）となりました。

### アイスクリーム

アイスクリームは、「ピノ」が前年を上回ったことに加え、「MOW（モウ）」が大幅に前年を上回ったことから、全体でも前年を上回りました。

これらにより、アイスクリームの売上高は523億9千6百万円（前年比4.0%増）となりました。

### その他

「リプトン フルーツティー」が前年を下回りましたが、流動食やベビーフード「大満足ごはん」などが前年を上回ったことから、全体でも前年の売上をわずかに上回りました。

これらにより、その他の売上高は981億円（前年比0.7%増）となりました。

## (2) 森永乳業グループの設備投資の状況

当期中に実施した森永乳業グループの設備投資の総額は254億円（連結消去後）であり、このうち当社では総額120億円（連結消去前）の設備投資を実施しております。事業分野別には、食品事業が中心であり、その主なものは次のとおりです。

当社

|        |               |
|--------|---------------|
| 東京多摩工場 | 市乳・ヨーグルト設備増強他 |
| 大和工場   | 粉乳設備増強他       |
| 利根工場   | デザート設備増強他     |
| 支社・支店  | 販売および物流設備増強他  |

子会社

|            |              |
|------------|--------------|
| ミライGmbH    | 乳原料設備増強他     |
| 株式会社フリジポート | 食品設備増強他      |
| 富士乳業株式会社   | アイスクリーム設備増強他 |

## (3) 森永乳業グループの資金調達の状況

当社は、平成27年11月5日開催の取締役会決議に基づき、第14回国内無担保社債（平成27年12月10日払込期日、平成37年12月10日償還期限、総額100億円）を一般募集により発行いたしました。

また、当社は、機動的な資金調達を行うために取引金融機関15行との間で総額250億円のコミットメントライン契約を締結しております。なお、当期末における借入実行残高はありません。

## (4) 森永乳業グループが対処すべき課題

次期のわが国の経済は、雇用・所得環境の改善が続く中で、引き続き緩やかな景気回復が期待されますが、海外景気の下振れリスクへの懸念などもあり、先行きは依然不透明な状況にあります。

食品業界におきましては、原材料価格高騰が一巡したことによって、販売価格が低減する可能性もあり、厳しい競争環境が続くものと予想されます。

酪農乳業界におきましては、生乳生産基盤の弱体化が大きな課題となる中、昨年10月に大筋合意となったT P Pの影響や、生乳取引制度の見直しが検討されるなど、大きな変化を迎えています。

当社グループは、「乳の優れた力を基に新しい食文化を創出し、人々の健康と豊かな社会づくりに貢献する」という経営理念のもと、「お客さまに満足と共感をいただける価値ある商品、サービスを提供する」「変革に努め、独自の価値を創造する」「社員が活き活きと働く企業風土をつくる」「社会から信頼される企業となる」という4つの経営ビジョンへの取り組みを通じて、優れた価値を提供し、

社会に貢献してまいります。

平成28年3月期より平成32年3月期までの中期経営計画においては、「成長に向けた事業ドメインの再構築」「資産効率の改善および合理化の推進」「経営基盤の強化」「社会への貢献」の4つを基本方針としております。事業ドメインの再構築としては、①機能性・食品素材事業の強化、②グローバル化の推進、③健康・栄養事業の育成、④既存事業の収益性の改善 を将来に向けた事業の4本の柱と位置付けて推進しております。

上記の環境変化を見極め、中期経営計画に沿って持続的な成長を目指してまいります。

また、お客さまに安全、安心を提供する品質保証体制の一層の強化にも引き続き取り組んでまいります。

株主のみなさまにおかれましては、なお一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 直前3事業年度の財産および損益の状況

### ① 森永乳業グループの営業成績および財産の状況の推移

(単位：百万円)

| 区 分                 | 第 90 期<br>平成24年度 | 第 91 期<br>平成25年度 | 第 92 期<br>平成26年度 | 第93期(当期)<br>平成27年度 |
|---------------------|------------------|------------------|------------------|--------------------|
| 売上高                 | 591,197          | 599,273          | 594,834          | 601,499            |
| 経常利益                | 10,551           | 12,395           | 8,232            | 14,959             |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益 | 5,016            | 4,839            | 4,164            | 10,576             |
| 1株当たり当期純利益          | 20円04銭           | 19円60銭           | 16円86銭           | 42円80銭             |
| 総 資 産               | 368,498          | 360,578          | 383,357          | 378,852            |
| 純 資 産               | 116,750          | 120,959          | 125,286          | 129,370            |

### ② 当社の営業成績および財産の状況の推移

(単位：百万円)

| 区 分        | 第 90 期<br>平成24年度 | 第 91 期<br>平成25年度 | 第 92 期<br>平成26年度 | 第93期(当期)<br>平成27年度 |
|------------|------------------|------------------|------------------|--------------------|
| 売上高        | 446,218          | 443,640          | 444,371          | 453,865            |
| 経常利益       | 5,977            | 7,050            | 3,471            | 9,722              |
| 当期純利益      | 2,394            | 3,327            | 1,668            | 7,834              |
| 1株当たり当期純利益 | 9円57銭            | 13円47銭           | 6円75銭            | 31円71銭             |
| 総 資 産      | 310,518          | 304,633          | 319,950          | 322,247            |
| 純 資 産      | 80,977           | 83,787           | 83,270           | 88,556             |

## (6) 森永乳業グループの重要な親会社および子会社の状況

### ① 重要な親会社の状況

該当ありません。

### ② 重要な子会社（連結子会社）の状況

| 会社名                     | 所在地             | 資本金     | 議決権比率  | 主要な事業内容       |
|-------------------------|-----------------|---------|--------|---------------|
| 株式会社デイリーフーズ             | 東京都港区           | 497百万円  | 100.0% | 乳製品等の販売       |
| 東北森永乳業株式会社              | 仙台市             | 470百万円  | 100.0% | 乳製品等の製造販売     |
| 株式会社フリジポート              | 東京都港区           | 310百万円  | 100.0% | 乳製品等の販売       |
| 東洋乳業株式会社                | 広島市             | 215百万円  | 100.0% | 乳製品等の製造販売     |
| エムケーチーズ株式会社             | 神奈川県綾瀬市         | 200百万円  | 100.0% | 乳製品等の製造販売     |
| 株式会社クリニコ                | 東京都目黒区          | 200百万円  | 100.0% | 栄養食品、医薬品等の販売  |
| 株式会社東京デリー               | 東京都江東区          | 121百万円  | 100.0% | 乳製品等の製造販売     |
| 株式会社リザンコーポレーション         | 東京都目黒区          | 100百万円  | 100.0% | 不動産の賃貸、各種リース等 |
| 森永北陸乳業株式会社              | 福井市             | 90百万円   | 100.0% | 乳製品等の製造販売     |
| 株式会社トーワテクノ              | 広島市             | 90百万円   | 100.0% | 食品機械装置の製造販売   |
| 株式会社森乳サンワールド            | 東京都港区           | 61百万円   | 100.0% | ペット飼料等の販売     |
| 株式会社シェフォーレ              | 千葉県八千代市         | 60百万円   | 100.0% | 手作りデザート等の製造   |
| 森永酪農販売株式会社              | 東京都港区           | 42百万円   | 100.0% | 飼料等の販売        |
| 東洋酪酵乳株式会社               | 名古屋市            | 30百万円   | 100.0% | 乳製品等の製造販売     |
| 北海道森永乳業販売株式会社           | 札幌市             | 30百万円   | 100.0% | 乳製品等の販売       |
| 森永乳業九州株式会社              | 福岡市             | 30百万円   | 100.0% | 乳製品等の販売       |
| 株式会社ナポリアイスクリーム          | 東京都新宿区          | 20百万円   | 100.0% | アイスクリーム類の製造販売 |
| 浦幌乳業株式会社                | 北海道十勝郡浦幌町       | 20百万円   | 100.0% | 乳製品等の製造販売     |
| 株式会社エフディーサービス           | 愛知県刈谷市          | 10百万円   | 100.0% | 物流業務の受託運営等    |
| ミライGmbH                 | ドイツ・ロイトキルヒ市     | 90百万ユーロ | 100.0% | 原料乳製品の製造販売    |
| 森永ニュートリショナルフーズInc.      | 米国カリフォルニア州トランス市 | 21百万ドル  | 100.0% | 豆腐他大豆加工食品の販売  |
| 日本製乳株式会社                | 山形県東置賜郡高島町      | 140百万円  | 99.1%  | 乳製品等の製造販売     |
| 富士乳業株式会社                | 静岡県駿東郡長泉町       | 50百万円   | 98.9%  | アイスクリーム類の製造販売 |
| 沖縄森永乳業株式会社              | 沖縄県中頭郡西原町       | 305百万円  | 97.3%  | 乳製品等の製造販売     |
| 熊本乳業株式会社                | 熊本市             | 50百万円   | 97.1%  | 乳製品等の製造販売     |
| 横浜乳業株式会社                | 神奈川県綾瀬市         | 60百万円   | 96.5%  | 乳製品等の製造販売     |
| 森永エンジニアリング株式会社          | 東京都港区           | 200百万円  | 90.0%  | プラントの設計および施工等 |
| 北海道保証牛乳株式会社             | 北海道小樽市          | 97百万円   | 87.2%  | 乳製品等の製造販売     |
| パシフィック・ニュートリショナルフーズInc. | 米国オレゴン州チュアラティン市 | 21百万ドル  | 80.0%  | 豆腐他大豆加工食品の製造  |
| エム・エム・プロパティ・ファンディング株式会社 | 東京都港区           | 10百万円   | -      | 不動産の賃貸事業      |

(注1) 議決権比率には間接所有分を含めております。

(注2) 森永乳業九州株式会社が設立され、当期より連結子会社となりました。なお平成28年4月1日に当社の九州支店および株式会社デリーフーズの九州支店より販売部門の事業を譲り受け、営業を開始しております。

### ③ 企業結合の成果

前記の「1.森永乳業グループ（企業集団）の現況に関する事項（1）森永乳業グループの事業の経過および成果」に記載のとおりであります。

### (7) 森永乳業グループの主要な事業内容

| 事業区分   | 主要な事業内容                                                        |
|--------|----------------------------------------------------------------|
| 食品事業   | 市乳（牛乳、乳飲料、ヨーグルト、プリン）、乳製品（練乳、粉乳、バター、チーズ）、アイスクリーム、飲料、流動食などの製造・販売 |
| その他の事業 | 飼料の販売、プラント設備の設計施工など                                            |

### (8) 森永乳業グループの主要な拠点等

#### ① 当社

- 本社：東京都港区芝五丁目33番1号
- 営業所：東北支店（仙台市） 首都圏支社（東京都港区）  
中部支社（名古屋市） 西日本支社（大阪市）  
九州支店（福岡市）
- 工場：佐呂間工場（北海道常呂郡） 別海工場（北海道野付郡）  
十勝工場（北海道十勝郡） 盛岡工場（盛岡市）  
福島工場（福島市） 利根工場（茨城県常総市）  
東京工場（東京都葛飾区） 東京多摩工場（東京都東大和市）  
大和工場（東京都東大和市） 村山工場（東京都東大和市）  
松本工場（長野県松本市） 富士工場（静岡県富士宮市）  
中京工場（愛知県江南市） 近畿工場（兵庫県西宮市）  
神戸工場（神戸市）
- センター：管理センター（東京都目黒区） 東日本市乳センター（東京都東大和市）  
西日本市乳センター（神戸市） 商品センター（横浜市）
- （注1）九州支店は、平成28年4月1日付けにて森永乳業九州株式会社に統合されております。  
（注2）村山工場は、平成28年4月1日付けにて大和工場に統合されております。

#### ② 子会社

前記の「(6) 森永乳業グループの重要な親会社および子会社の状況 ②重要な子会社（連結子会社）の状況」に記載のとおりであります。

## (9) 従業員の状況

### ① 森永乳業グループの従業員数の状況

| 区 分 | 従 業 員 数 | 前期末比(増減) |
|-----|---------|----------|
| 男 子 | 4,395名  | 46名減     |
| 女 子 | 1,207名  | 1名減      |
| 合 計 | 5,602名  | 47名減     |

(注1) 従業員数は、就業人員数を表示しております。

(注2) 上記の従業員数に臨時従業員は含まれておりません。

### ② 当社の従業員の状況

| 区 分     | 従 業 員 数 | 前期末比(増減) | 平 均 年 齢 | 平均勤続年数 |
|---------|---------|----------|---------|--------|
| 男 子     | 2,444名  | 36名減     | 38.3歳   | 15.3年  |
| 女 子     | 579名    | 19名減     | 35.1歳   | 12.9年  |
| 合計または平均 | 3,023名  | 55名減     | 37.7歳   | 14.9年  |

(注1) 従業員数は、就業人員数を表示しております。

(注2) 上記の従業員数に臨時従業員は含まれておりません。

## (10) 主要な借入先

| 借 入 先                     | 借 入 額     |
|---------------------------|-----------|
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行         | 12,870百万円 |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行       | 6,034百万円  |
| 株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行 | 4,739百万円  |
| 株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫   | 3,999百万円  |
| 農 林 中 央 金 庫               | 3,372百万円  |
| 三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社 | 3,372百万円  |
| 株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行   | 2,700百万円  |
| 日 本 生 命 保 険 相 互 会 社       | 1,103百万円  |
| 明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社   | 213百万円    |

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 720,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 247,210,011株 (自己株式1,767,207株を除く)
- (3) 株主数 27,263名
- (4) 大株主(上位10名)

| 株 主 名                                                | 持 株 数    | 持 株 比 率 |
|------------------------------------------------------|----------|---------|
| 森 永 製 菓 株 式 会 社                                      | 26,248千株 | 10.62%  |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)                              | 13,209千株 | 5.34%   |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行                                    | 12,228千株 | 4.95%   |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)                            | 11,434千株 | 4.63%   |
| 株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行                            | 6,942千株  | 2.81%   |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(三井住友信託銀行再信託分・株式会社三井住友銀行退職給付信託口) | 6,644千株  | 2.69%   |
| 森 永 乳 業 従 業 員 持 株 会                                  | 5,281千株  | 2.14%   |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)                           | 5,224千株  | 2.11%   |
| 三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社                            | 4,617千株  | 1.87%   |
| 農 林 中 央 金 庫                                          | 3,837千株  | 1.55%   |

(注) 持株比率は発行済株式の総数から自己株式を控除した数に基づき算出しています。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度の末日において当社役員が有する新株予約権の状況

- ① 新株予約権の数 424個
- ② 目的となる株式の種類および数  
普通株式 424,000株（新株予約権1個につき1,000株）
- ③ 取締役の保有する新株予約権の区分別合計

|     | 名 称                            | 行使価額 | 行使期間                         | 個数   | 保有者数 |
|-----|--------------------------------|------|------------------------------|------|------|
| 取締役 | 森永乳業株式会社2007年度<br>株式報酬型募集新株予約権 | 1円   | 平成19年8月14日から<br>平成39年8月13日まで | 25個  | 2名   |
|     | 森永乳業株式会社2008年度<br>株式報酬型募集新株予約権 | 1円   | 平成20年8月13日から<br>平成40年8月12日まで | 25個  | 2名   |
|     | 森永乳業株式会社2009年度<br>株式報酬型募集新株予約権 | 1円   | 平成21年8月13日から<br>平成41年8月12日まで | 29個  | 2名   |
|     | 森永乳業株式会社2010年度<br>株式報酬型募集新株予約権 | 1円   | 平成22年8月13日から<br>平成42年8月12日まで | 29個  | 2名   |
|     | 森永乳業株式会社2011年度<br>株式報酬型募集新株予約権 | 1円   | 平成23年8月13日から<br>平成43年8月12日まで | 44個  | 4名   |
|     | 森永乳業株式会社2012年度<br>株式報酬型募集新株予約権 | 1円   | 平成24年8月14日から<br>平成44年8月13日まで | 47個  | 4名   |
|     | 森永乳業株式会社2013年度<br>株式報酬型募集新株予約権 | 1円   | 平成25年8月13日から<br>平成45年8月12日まで | 59個  | 5名   |
|     | 森永乳業株式会社2014年度<br>株式報酬型募集新株予約権 | 1円   | 平成26年8月13日から<br>平成46年8月12日まで | 62個  | 5名   |
|     | 森永乳業株式会社2015年度<br>株式報酬型募集新株予約権 | 1円   | 平成27年8月13日から<br>平成47年8月12日まで | 104個 | 8名   |

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役および監査役の氏名等

| 氏名                          | 地位および担当                                          | 重要な兼職の状況                                             |
|-----------------------------|--------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| みや 原 道 夫<br>宮 原 道 夫         | 代表取締役社長                                          | 日本乳品貿易株式会社 代表取締役社長<br>一般社団法人 Jミルク 会長<br>東京飲用牛乳協会 会長  |
| の 野 口 純 一<br>野 口 純 一        | 代表取締役副社長 (社長補佐、<br>営業・マーケティング担当)<br>副社長執行役員営業本部長 | 一般社団法人日本アイスクリーム協会 会長<br>アイスクリーム類及び氷菓公正取引協議会 会長       |
| こ 小 林 八 郎<br>小 林 八 郎        | 代表取締役副社長 (社長補佐、<br>財務・管理・国際担当)<br>副社長執行役員渉外本部長   | 公益財団法人ひかり協会 理事                                       |
| あお 青 山 和 夫<br>青 山 和 夫       | 常務取締役 (生産・品質担当)<br>常務執行役員生産本部長                   |                                                      |
| おお 大 川 禎 一 郎 *<br>大 川 禎 一 郎 | 常務取締役 (研究・開発担当)                                  |                                                      |
| た 田 村 まさる 賢<br>田 村 まさる 賢    | 取締役 (酪農・物流担当)<br>常務執行役員酪農部長                      |                                                      |
| おお 大 ぬき 陽 一 *<br>大 ぬき 陽 一   | 取締役 (企画・広報・管理等担<br>当)<br>常務執行役員経営企画部長            |                                                      |
| みなと 港 つよし 毅 *<br>港 つよし 毅    | 取締役 (渉外担当)<br>常務執行役員渉外副本部長                       | 公益財団法人ひかり協会 評議員                                      |
| おく 奥 宮 京 子<br>奥 宮 京 子       | 取締役                                              | 弁護士 (田辺総合法律事務所)<br>株式会社デイ・シイ 社外取締役<br>日本電気株式会社 社外監査役 |
| かわ 川 上 正 治 *<br>川 上 正 治     | 取締役                                              |                                                      |
| ぶん 文 屋 貞 男<br>文 屋 貞 男       | 常勤監査役                                            |                                                      |
| いい 飯 島 信 夫<br>飯 島 信 夫       | 常勤監査役                                            |                                                      |
| とみ 富 田 美 栄 子<br>富 田 美 栄 子   | 監査役                                              | 弁護士 (西綜合法律事務所)<br>東京地方裁判所 民事調停委員                     |
| よね 米 田 敬 智 *<br>米 田 敬 智     | 監査役                                              |                                                      |

- (注1) 奥宮京子および川上正治の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。  
(注2) 富田美栄子および米田敬智の両氏は、会社法第2条第16号および同第335条第3項に定める社外監査役です。  
(注3) 奥宮京子、川上正治、富田美栄子、米田敬智の各氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。  
(注4) 米田敬智氏は、長きにわたり金融機関に在籍し、また事業会社のCFOを務めるなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。  
(注5) 宮原道夫氏が兼職している日本乳品貿易株式会社は当社の関連会社であります。当社との間には、重要な取引等はありません。  
(注6) 奥宮京子氏が兼職している他の法人等と当社の間には、重要な取引その他の関係はありません。  
(注7) 富田美栄子氏が兼職している他の法人等と当社の間には、重要な取引その他の関係はありません。  
(注8) \*印の各氏は、平成27年6月26日付けにて新たに就任いたしました。  
(注9) 下記の各氏は、任期満了のため平成27年6月26日付けにて退任いたしました。  
取締役 大野 晃 取締役 三浦 幸男 取締役 高瀬 光徳  
監査役 武山 信義  
(注10) 宮原道夫氏は、平成27年6月18日付けにて一般社団法人Jミルクの会長に就任いたしました。

- (注11) 野口純一氏は、平成27年6月2日付けにて一般社団法人日本アイスクリーム協会およびアイスクリーム類及び氷菓公正取引協議会の各会長に就任いたしました。
- (注12) 青山和夫氏は、平成28年4月20日付けにて全国牛乳容器環境協議会の会長に、また同日付けにて飲料用紙容器リサイクル協議会の理事長に就任いたしました。
- (注13) 平成27年6月26日付けにて、野口純一氏は代表取締役副社長（社長補佐、営業・マーケティング担当）兼副社長執行役員営業本部長、小林八郎氏は代表取締役副社長（社長補佐、財務・管理・国際担当）兼副社長執行役員渉外本部長、大川禎一郎氏は常務取締役（研究・開発担当）兼常務執行役員食品総合研究所長、大貫陽一氏は取締役（企画・広報・管理等担当）兼常務執行役員経営企画部長、港毅氏は取締役（渉外担当）兼常務執行役員渉外副本部長兼渉外部長となりました。
- (注14) 平成27年11月16日付けにて、大川禎一郎氏は常務執行役員食品総合研究所長、港毅氏は渉外部長の兼務を解かれております。
- (注15) 平成28年4月1日付けにて、大貫陽一氏は常務執行役員経営企画部長の兼務を解かれております。
- (注16) 平成28年5月10日付けにて、田村賢氏は常務執行役員酪農部長の兼務を解かれております。また、同日付けにて、酪農・物流担当が田村賢氏から青山和夫氏に変更となり、青山和夫氏は、常務取締役（生産・品質・酪農・物流担当）兼常務執行役員生産本部長となりました。
- (注17) 当社と社外取締役および社外監査役は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当社は、社外取締役および社外監査役の全員との間に、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善良でありかつ重大な過失が無かったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする責任限定契約に関する規定を定款に設けております。

（ご参考）平成28年3月31日現在の執行役員の氏名等

| 地 位     | 氏 名     | 担 当                      |
|---------|---------|--------------------------|
| 副社長執行役員 | 野 口 純 一 | 営業本部長                    |
| 副社長執行役員 | 小 林 八 郎 | 渉外本部長                    |
| 常務執行役員  | 青 山 和 夫 | 生産本部長                    |
| 常務執行役員  | 田 村 賢   | 酪農部長                     |
| 常務執行役員  | 大 貫 陽 一 | 経営企画部長                   |
| 常務執行役員  | 港 毅     | 渉外副本部長                   |
| 常務執行役員  | 福 山 敏 昭 | 首都圏支社長                   |
| 常務執行役員  | 高 桑 唯 雄 | 第一営業本部リテール事業部長           |
| 常務執行役員  | 小 室 昭   | 第二営業本部長兼第二営業本部ピュアスター営業部長 |
| 執行役員    | 大 原 賢 一 | 第一営業本部副本部長               |
| 執行役員    | 齋 藤 光 政 | 人財部長                     |
| 執行役員    | 庄 野 郁   | 第一営業本部冷菓事業部長             |
| 執行役員    | 中 村 雅 人 | 生産本部エンジニアリング部長           |
| 執行役員    | 草 野 茂 実 | 生産本部生産部長                 |
| 執行役員    | 市 丸 充 男 | 西日本支社長                   |
| 執行役員    | 高 野 秀 一 | 広報部長                     |
| 執行役員    | 松 本 恭 永 | 第一営業本部市乳事業部長             |
| 執行役員    | 東 倉 健 人 | 生産本部調達部長                 |
| 執行役員    | 高見澤 裕 己 | 第一営業本部リテール事業部マーケティング統括部長 |
| 執行役員    | 柳 田 恭 彦 | 東京多摩工場長                  |

## (2) 取締役および監査役の報酬等の総額

| 区 分                 | 員 数 | 基 本 報 酬 | ストック<br>オプション | 報酬等の総額 |
|---------------------|-----|---------|---------------|--------|
| 取 締 役<br>(社外取締役を除く) | 8名  | 127百万円  | 52百万円         | 180百万円 |
| 社 外 取 締 役           | 2名  | 15百万円   | —             | 15百万円  |
| 監 査 役<br>(社外監査役を除く) | 2名  | 47百万円   | —             | 47百万円  |
| 社 外 監 査 役           | 2名  | 13百万円   | —             | 13百万円  |
| 計                   | 14名 | 204百万円  | 52百万円         | 256百万円 |

- (注1) 平成27年6月26日付けにて退任いたしました取締役3名に対し基本報酬30百万円、平成17年6月29日株主総会決議による退職慰労金の打ち切り支給203百万円を支払い、同日付けにて退任いたしました社外監査役1名に対し基本報酬1百万円を支払っておりますが上記の表には含まれておりません。
- (注2) 株主総会決議による報酬限度額は、取締役月額36百万円、監査役月額6百万円であります。
- (注3) ストックオプションは、平成27年7月10日開催の取締役会決議に基づき、新株予約権(株式報酬型ストックオプション)104個を取締役8名に付与したものであります。  
なお、株主総会決議による取締役に対する新株予約権に関する報酬限度額は、上記(注2)とは別枠で年額60百万円(ただし120個を上限とする)であります。
- (注4) 取締役のうち使用人兼務取締役6名には上記表のほかに使用人給与と相当額138百万円を支払っております。

### (3) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職の状況および当社との関係  
前記の「(1) 取締役および監査役の氏名等」に記載のとおりであります。
- ② 当事業年度における主な活動状況

| 氏 名                    | 地 位   | 主 な 活 動 状 況                                                                                                                                   |
|------------------------|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| おく みや きょう こ<br>奥 宮 京 子 | 社外取締役 | 当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席し、弁護士としての高度な専門的知識、および高い独立性に基づく客観的な視点から、必要な発言を適宜行いました。                                                                 |
| かわ かみ しょう じ<br>川 上 正 治 | 社外取締役 | 就任後に開催された取締役会9回の全てに出席し、国内外における豊富な経験、および高い独立性に基づく客観的な視点から、必要な発言を適宜行いました。                                                                       |
| とみ た み え こ<br>富 田 美栄子  | 社外監査役 | 当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席し、審議に際しては主に弁護士としての専門的見地から必要な発言を適宜行いました。また、監査役会16回の全てに出席し、監査の方法および内容、その他監査役の職務の執行に関する事項について、意見の表明を行いました。               |
| よね だ たか とも<br>米 田 敬 智  | 社外監査役 | 就任後に開催された取締役会9回の全てに出席し、審議に際しては企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見に基づく必要な発言を適宜行いました。また、就任後に開催された監査役会12回の全てに出席し、監査の方法および内容、その他監査役の職務の執行に関する事項について、意見の表明を行いました。 |

### (4) 社外役員の報酬に関する事項

前記の「(2) 取締役および監査役の報酬等の総額」に記載のとおりであります。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- |                                  |       |
|----------------------------------|-------|
| ① 当期に係る報酬等の額                     | 65百万円 |
| ② 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 75百万円 |

(注1) 監査役会は、取締役、社内関係部署および会計監査人からの報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等が適切かどうか検討した結果、会計監査人の報酬等について同意をしております。

(注2) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の「当期に係る報酬等の額」にはこれらの合計額を記載しております。

(注3) 当社の重要な子会社のうちミライ GmbHは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、生産性向上設備投資促進税制における申請書の事前確認業務を新日本有限責任監査法人に委託しております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会社法第340条に定める監査役会全員の同意による解任のほか、当社は、会計監査人の適切な職務遂行が困難と認められる場合には、監査役会の決定に従い、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

### (5) 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止の内容

当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人は、金融庁より平成28年1月1日から同年3月31日までの3か月間の契約に関する業務の停止および業務改善命令の処分を受けました。

処分の理由は、同監査法人の公認会計士が、相当の注意を怠り、虚偽のある財務書類を虚偽のないものとして証明したこと、および同監査法人の運営が著しく不当と認められたことによります。

## 6. 会社の体制および方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

当社は、平成27年4月27日の取締役会において、平成26年の改正会社法および改正会社法施行規則の施行に対応し、企業集団の内部統制を推進することを目的として「内部統制システム構築に関する基本方針」の一部改定を決議しました。

また、当社は、内部統制委員会を当期において2回開催し、森永乳業グループ(以下、「当社グループ」といいます。)の業務の適正を確保する観点から審議と適宜必要な指示を行いました。

基本方針の概要およびその運用状況は以下のとおりです。

- ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社グループの取締役および使用人は、法令・定款、社規社則、社会倫理および行動規範の遵守を企業活動の前提とし、経営理念の実現に向けて職務を遂

行します。そのために、内部統制委員会にコンプライアンス部会を設置してコンプライアンス活動を推進し、コンプライアンス意識の拡大・浸透・定着に努めるとともに、内部監査部門は、コンプライアンスの状況を監査します。また、内部通報制度「森乳ヘルプライン」を整え、社内相談窓口に加え社外弁護士を直接の情報受領者として適切に運用します。

[運用状況]

当社は、「森永乳業グループ行動規範」を定め、コンプライアンス活動を進めています。当期において、コンプライアンスおよびリスクマネジメントに関する研修を、階層別、組織別を実施するとともに、コンプライアンス常任委員会を12回開催し、コンプライアンス活動推進のための指示および確認を行いました。また、期中5月に「内部通報制度運用規程」を定めて、その利用の促進をはかり、内部通報制度への相談内容に対し、適切に対応しました。一方で、内部監査部門は各組織の監査にあたり、コンプライアンスの状況を確認しました。

② 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、内部統制委員会に財務報告部会を設置し、当社グループの財務報告の信頼性を確保するために、財務計算に関する書類その他情報を収集し適正な管理および報告を行います。

[運用状況]

当社は、財務報告部会を定時開催し、業務プロセスを整備してその実施状況を確認、適正な管理および報告を行いました。内部監査部門はこれらを監査し、金融商品取引法における内部統制の評価を実施しました。なお、財務報告に係る内部統制の対象範囲および監査対象プロセスの見直しを継続して行っています。

また、体制の組織・運営の整備のために規定を設け、グループ内の月次経営概況報告を実施しています。

③ 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制ならびに子会社の取締役等からその職務の執行に係る情報の当社への報告に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る文書および関連する情報については、各所管部門において適切に保存および管理し、取締役は、必要に応じて、これらの文書等を閲覧できるものとします。また、当社は、子会社の取締役等にその職務の執行に係る重要情報を当社に定期的に報告することを義務付ける体制を整備します。

[運用状況]

当社は、情報の保存および管理を適切に行うため、内部統制委員会にリスク管理部会を設置し、その下に情報セキュリティ部会を設け、「情報セキュリティ方針書」の他、「文書管理マニュアル」および「文書廃棄基準」等の整備を行うとともに、情報ツールの取扱いについて社員教育を進めています。また、「国内関係会社管理規程」を定め、子会社等における重要情報が的確に報告される体制を整備することとしました。

#### ④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、想定される個々のリスクに対応する責任部署を定め、当社グループのリスクをリスク管理部会において統括して管理します。また、不測の事態が発生した場合は、危機管理に関する規程に従って迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、最小限にとどめるよう努めます。

##### [運用状況]

当社は、リスク管理部会を毎月開催し、グループ全体におけるリスクを洗い出し、責任部署における対策の実施と、その進捗度合を確認するとともに、子会社その他の各組織においても組織ごとのリスク管理を推進しています。また、当期において「緊急問題処理基準」を改定し、緊急事態への対応を明確するとともに、適宜訓練を実施し体制の改善をはかっています。

#### ⑤ 当社の取締役および子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループは、職務執行について、その執行の基準ならびに責任者および執行手続の詳細を定め、相互に協議、情報の共有化、指示・要請の円滑な伝達をはかり、職務執行が効率的に行われるよう努めます。グループ各社に関する事項については、当社の担当部署が統括し、必要に応じて各部署が指導監督します。取締役会は、原則当社において月1回、子会社では3か月に1回開催するほか、必要に応じ随時開催します。また、当社は、経営会議を設置し、適時適切な経営判断に資することとします。

##### [運用状況]

職務執行に関する社内規程の整備、各種会議の運営とともに、電子決裁制度を用いて適切で速やかな経営判断を行い、職務執行の効率化をはかっています。グループ各社の状況については、月次経営概況報告や取締役会議事録等を提出させることにより当社において一元管理を行っています。

社外役員へは適宜情報提供を行い、取締役会開催にあたっては、付議事項についての事前説明を行いました。また、執行役員制度により業務執行の強化および役割と責任の明確化をはかるとともに、緊密な連携をはかるため経営会議を開催しています。

#### ⑥ 反社会的勢力に対する基本体制

当社グループは、取引を含め、反社会的勢力との一切の関係を遮断するとともに、不当な要求を拒絶するための体制を整備し、外部専門機関と緊密な連携をとりながら、毅然とした経営姿勢を貫き、組織的かつ法的に対応します。

##### [運用状況]

当社は、反社会的勢力との一切の関係を遮断し不当な要求を拒絶する方針であることを明示し、関係機関との連携を保ち、社員教育その他でこれを徹底周知しています。当社が行う契約には暴力団排除条項を含めることとしています。

⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性を確保するための体制

当社は、監査役の職務を補助すべき使用人の選任について手続を整備し、もって監査役の使用人への指示の実効性を確保します。

[運用状況]

当社は、監査役の職務を補助すべき使用人を設置するとともに、引続き任命手続、指揮命令、独立性の確保等、その環境の整備を進めています。

⑧ 監査役または監査役会への報告に関する体制

当社グループの役職員は、著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに、当社の監査役または監査役会に報告するものとします。また、当社は、監査役監査の実効性を確保するため、監査役または監査役会が適時適切に情報収集することができるよう社内規程を定め、報告体制を維持強化します。

[運用状況]

当社は、経営会議に監査役の出席を求め、電子決裁制度や「緊急問題処理基準」「国内関係会社管理規程」等により重要事項は監査役へ報告されることとなっています。監査役は、全部門に対して必要な情報収集を行うほか、内部監査部門から定期的な報告を受け、会計監査人と共に情報の共有化をはかっています。

⑨ 監査役または監査役会に報告した者を保護するための体制

当社は、前項の報告をした者に対し当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底します。また、当社は、当該報告をした者およびその内容については厳重な情報管理体制を整備します。

[運用状況]

当社は、内部統制システムの基本方針で監査役または監査役会に報告した者を保護することを明示し、内部通報制度とともに広く周知に努めています。また、当社は、報告した者およびその内容については、法令および社内規程により情報管理を行い、物理的な体制の整備と社員教育を進めています。

⑩ その他、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役が当社グループに説明を求め、または外部専門機関への調査相談等の依頼を求めたときなどの場合には、速やかに処理できるよう、社内体制の充実をはかります。また、当社は、監査役が取締役会ほかの重要な会議に出席して、業務執行に関する事項の説明を受け、意見交換を行える体制を整えます。なお、監査に必要な情報については、適切に保存および管理を行い、監査役の求めに応じて、会計監査人や内部監査部門から適宜必要な情報が提供できる体制を整えます。

[運用状況]

当社は、監査役の求めに応じ業務執行に関する事項の説明を行うことができ

るよう、当社グループの体制を整え、被監査部門は監査に協力しています。

また、監査役が必要とする情報は「情報セキュリティ方針書」他の社内規程により保存および管理をしており、調査や相談ができるように必要な外部専門機関を確保しております。

## (2) 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

### ① 基本方針の内容

当社は、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものであり、株式の大量買付等であっても、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付等の中には、その目的などから見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付等の行為について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものなど、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

とりわけ、当社の企業価値の源泉は、「乳」の優れた力を最大限に活用する商品開発力と、食品の提供を通じて培ってきた信用とブランドにあります。これらが、株式の大量買付等を行う者により中長期的に確保し、向上させられなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

こうした事情に鑑み、当社株式に対する大量買付等が行われた際に、株主のみなさまがかかる大量買付等に応じるべきか否かを判断し、あるいは当社取締役会が株主のみなさまに代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主のみなさまのために交渉を行うことなどを可能とすることで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付等を抑止するための枠組みが必要であると考えております。

### ② 基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、第87期事業年度に係る当社定時株主総会における株主のみなさまの承認に基づき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)(以下「旧プラン」といいます。)を更新いたしました。旧プランの有効期間は、平成25年6月27日開催の当社第90期定時株主総会の終結の時までとされておりましたが、当社は、当社第90期定時株主総会において株主のみなさまの承認をいただき、旧プランの内容を一部変更した上、当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)を更新いたしました(以下、更新後のプランを「本プラン」といいます。)

本プランは、当社株式の大量取得行為が行われる場合に、株主のみなさまが

適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買付者等（以下に定義されます。）との交渉の機会を確保することなどにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

具体的には、当社の株券等に対する買付もしくはこれに類似する行為又はその提案（以下「買付等」といいます。）が行われる場合に、買付等を行う者（以下「買付者等」といいます。）に対し事前の情報提供を求めるなど、上記の目的を実現するために必要な手続を定めています。

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行う場合、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合などには、当社は、買付者等による権利行使は認められないとの行使条件および当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買付者等以外の株主のみなさまに当社株式が交付された場合には、買付者等の有する当社の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

(注) なお、本プランは、平成28年6月29日開催予定の当社第93期定時株主総会（以下「本総会」といいます。）終結の時をもって有効期間が満了することとなりますので、平成28年4月26日開催の取締役会において、本総会における株主のみなさまのご承認を条件に、本プランを更新することを決定いたしました。その内容につきましては、招集通知に添付の株主総会参考書類における第3号議案である「買収防衛策のための新株予約権無償割当ての委任の件」に記載のとおりです。

### ③ 本プランの合理性

本プランは、大要下記のとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう合理的な内容を備えたものと考えております。

#### イ. 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主のみなさまが判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主のみなさまのために買付者等と交渉を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

#### ロ. 株主意思を重視するものであること

本プランは、当社株主総会において本プランに係る委任決議がなされるこ

とにより更新されました。

また、本プランには、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において上記の委任決議を撤回する旨の決議が行われた場合、当社の株主総会で選任された取締役により構成される当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。その意味で、本プランの存続の適否には、株主のみなさまのご意向が反映されることとなっております。

#### ハ. 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本新株予約権の無償割当ての実施などの運用に際しての実質的な判断は、独立性の高い社外有識者などから構成される独立委員会により行われることとされています。これにより当社取締役会の恣意的行動を厳格に監視いたします。

また、その判断の概要については株主のみなさまに情報開示をすることとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

#### 二. 第三者専門家の意見の取得

買付者等が現れると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることができるとされています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

---

(注) 本事業報告中の記載金額の表示単位未満の処理につきましては、1株当たり当期純利益については四捨五入し、その他の項目については切り捨てております。

# 連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額            | 科 目                | 金 額            |
|-----------------|----------------|--------------------|----------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                | <b>(負債の部)</b>      |                |
| <b>流動資産</b>     | <b>124,828</b> | <b>流動負債</b>        | <b>147,804</b> |
| 現金及び預金          | 6,506          | 支払手形及び買掛金          | 52,852         |
| 受取手形及び売掛金       | 53,511         | 電子記録債務             | 4,516          |
| 商品及び製品          | 37,218         | 短期借入金              | 6,433          |
| 仕掛品             | 572            | 1年以内返済長期借入金        | 4,810          |
| 原材料及び貯蔵品        | 14,559         | コマーシャル・ペーパー        | 2,000          |
| 繰延税金資産          | 4,003          | 1年以内償還社債           | 10,000         |
| その他             | 8,923          | 未払法人税等             | 3,082          |
| 貸倒引当金           | △ 467          | 未払費用               | 31,736         |
|                 |                | 預り金                | 18,468         |
|                 |                | リース債務              | 1,893          |
|                 |                | その他                | 12,009         |
| <b>固定資産</b>     | <b>254,023</b> | <b>固定負債</b>        | <b>101,677</b> |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>224,127</b> | 社債                 | 35,000         |
| 建物及び構築物         | 70,339         | 長期借入金              | 42,142         |
| 機械装置及び運搬具       | 57,600         | リース債務              | 3,024          |
| 土地              | 70,478         | 退職給付に係る負債          | 18,011         |
| リース資産           | 3,748          | 資産除去債務             | 273            |
| 建設仮勘定           | 18,652         | その他                | 3,225          |
| その他             | 3,307          |                    |                |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>6,719</b>   | <b>負債合計</b>        | <b>249,481</b> |
| その他             | 6,719          |                    |                |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>23,176</b>  | <b>(純資産の部)</b>     |                |
| 投資有価証券          | 15,468         | <b>株主資本</b>        | <b>125,918</b> |
| 出資金             | 101            | 資本金                | 21,704         |
| 長期貸付金           | 369            | 資本剰余金              | 19,518         |
| 退職給付に係る資産       | 1,147          | 利益剰余金              | 85,280         |
| 繰延税金資産          | 1,143          | 自己株式               | △ 585          |
| その他             | 5,070          | <b>その他の包括利益累計額</b> | <b>2,287</b>   |
| 貸倒引当金           | △ 124          | その他有価証券評価差額金       | 5,127          |
|                 |                | 繰延ヘッジ損益            | △ 43           |
|                 |                | 為替換算調整勘定           | △ 321          |
|                 |                | 退職給付に係る調整累計額       | △ 2,475        |
|                 |                | <b>新株予約権</b>       | <b>204</b>     |
|                 |                | <b>非支配株主持分</b>     | <b>959</b>     |
|                 |                | <b>純資産合計</b>       | <b>129,370</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>378,852</b> | <b>負債及び純資産合計</b>   | <b>378,852</b> |

## 連結損益計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                    | 金 額   |                |
|------------------------|-------|----------------|
| 売上高                    |       | 601,499        |
| 売上原価                   |       | 419,454        |
| <b>売上総利益</b>           |       | <b>182,045</b> |
| 販売費及び一般管理費             |       | 167,728        |
| <b>営業利益</b>            |       | <b>14,317</b>  |
| 営業外収益                  |       |                |
| 受取利息                   | 48    |                |
| 受取配当金                  | 555   |                |
| のれん償却額                 | 141   |                |
| 持分法による投資利益             | 103   |                |
| 雑収                     | 1,470 | 2,319          |
| 営業外費用                  |       |                |
| 支払利息                   | 1,024 |                |
| 雑損                     | 653   | 1,677          |
| <b>経常利益</b>            |       | <b>14,959</b>  |
| 特別利益                   |       |                |
| 固定資産売却益                | 5,451 |                |
| 投資有価証券売却益              | 248   | 5,699          |
| 特別損失                   |       |                |
| 固定資産処分損                | 1,520 |                |
| 公益財団法人ひかり協会負担金         | 1,667 |                |
| 減損損失                   | 1,586 |                |
| 工場再編費用                 | 55    |                |
| その他の特別損失               | 43    | 4,874          |
| <b>税金等調整前当期純利益</b>     |       | <b>15,784</b>  |
| 法人税、住民税及び事業税           |       | 4,095          |
| 法人税等調整額                |       | 1,034          |
| <b>当期純利益</b>           |       | <b>10,655</b>  |
| 非支配株主に帰属する当期純利益        |       | 79             |
| <b>親会社株主に帰属する当期純利益</b> |       | <b>10,576</b>  |

(ご参考)

## 連結包括利益計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                             | 金 額     |
|---------------------------------|---------|
| 当 期 純 利 益                       | 10,655  |
| そ の 他 の 包 括 利 益                 |         |
| そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金         | △ 801   |
| 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益                   | △ 33    |
| 為 替 換 算 調 整 勘 定                 | △ 1,088 |
| 退 職 給 付 に 係 る 調 整 額             | △ 2,936 |
| 持 分 法 適 用 会 社 に 対 す る 持 分 相 当 額 | 0       |
| そ の 他 の 包 括 利 益 合 計             | △ 4,860 |
| 包 括 利 益                         | 5,794   |

(内訳)

|              |       |
|--------------|-------|
| 親会社株主に係る包括利益 | 5,706 |
| 非支配株主に係る包括利益 | 87    |

## 連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                                   | 株 主 資 本 |        |         |         |         |
|-----------------------------------|---------|--------|---------|---------|---------|
|                                   | 資 本 金   | 資本剰余金  | 利益剰余金   | 自 己 株 式 | 株主資本合計  |
| 当 期 首 残 高                         | 21,704  | 19,442 | 76,442  | △ 621   | 116,967 |
| 当 期 変 動 額                         |         |        |         |         |         |
| 剰 余 金 の 配 当                       |         |        | △ 1,729 |         | △ 1,729 |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益           |         |        | 10,576  |         | 10,576  |
| 自 己 株 式 の 取 得                     |         |        |         | △ 16    | △ 16    |
| 自 己 株 式 の 処 分                     |         | △ 8    |         | 52      | 44      |
| 利 益 剰 余 金 から<br>資 本 剰 余 金 へ の 振 替 |         | 8      | △ 8     |         | —       |
| 非支配株主との取引に<br>係る親会社の持分変動          |         | 75     |         |         | 75      |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額（純額）           |         |        |         |         | —       |
| 当 期 変 動 額 合 計                     | —       | 75     | 8,837   | 36      | 8,950   |
| 当 期 末 残 高                         | 21,704  | 19,518 | 85,280  | △ 585   | 125,918 |

(単位：百万円)

|                                   | その他の包括利益累計額                   |              |              |                               |                                 | 新株予約権 | 非支配株主<br>持 分 | 純資産合計   |
|-----------------------------------|-------------------------------|--------------|--------------|-------------------------------|---------------------------------|-------|--------------|---------|
|                                   | そ の 他<br>有 価 証 券<br>評 価 差 額 金 | 繰延ヘッジ<br>損 益 | 為替換算<br>調整勘定 | 退 職 給 付<br>に 係 る<br>調 整 累 計 額 | そ の 他 の<br>包 括 利 益<br>累 計 額 合 計 |       |              |         |
| 当 期 首 残 高                         | 5,936                         | △ 8          | 767          | 461                           | 7,157                           | 196   | 965          | 125,286 |
| 当 期 変 動 額                         |                               |              |              |                               |                                 |       |              |         |
| 剰 余 金 の 配 当                       |                               |              |              |                               |                                 |       |              | △ 1,729 |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益           |                               |              |              |                               |                                 |       |              | 10,576  |
| 自 己 株 式 の 取 得                     |                               |              |              |                               |                                 |       |              | △ 16    |
| 自 己 株 式 の 処 分                     |                               |              |              |                               |                                 |       |              | 44      |
| 利 益 剰 余 金 から<br>資 本 剰 余 金 へ の 振 替 |                               |              |              |                               |                                 |       |              | —       |
| 非支配株主との取引に<br>係る親会社の持分変動          |                               |              |              |                               |                                 |       |              | 75      |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額（純額）           | △ 809                         | △ 34         | △ 1,088      | △ 2,936                       | △ 4,869                         | 8     | △ 5          | △ 4,866 |
| 当 期 変 動 額 合 計                     | △ 809                         | △ 34         | △ 1,088      | △ 2,936                       | △ 4,869                         | 8     | △ 5          | 4,083   |
| 当 期 末 残 高                         | 5,127                         | △ 43         | △ 321        | △ 2,475                       | 2,287                           | 204   | 959          | 129,370 |

# 貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額            | 科 目              | 金 額            |
|-----------------|----------------|------------------|----------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                | <b>(負債の部)</b>    |                |
| <b>流動資産</b>     | <b>114,680</b> | <b>流動負債</b>      | <b>151,182</b> |
| 現金及び預金          | 702            | 支払掛手形金           | 0              |
| 受取手形金           | 686            | 買入記録債            | 45,748         |
| 売掛金             | 48,645         | 短期借入金            | 4,089          |
| 商品及び製品          | 31,564         | 1年以内返済長期借入金      | 2,800          |
| 半製品             | 28             | コーポラティブ・ペーパー     | 3,335          |
| 原材料             | 28             | 1年以内償還社債         | 2,000          |
| 貯蔵品             | 9,083          | 未払法人税等           | 10,000         |
| 前払費用            | 1,969          | 未払消費税            | 8,468          |
| 短期貸付金           | 549            | 未払費用             | 2,223          |
| 立替金             | 8,024          | 未払費              | 806            |
| 繰延税金資産          | 6,502          | 未前預り             | 25,585         |
| その他資産           | 3,212          | 受取債              | 36             |
| 貸倒引当金           | 5,933          | 固定負債             | 45,000         |
|                 | △ 2,222        | 社長期借入金           | 1,087          |
|                 |                | 退職給付引当金          | <b>82,508</b>  |
| <b>固定資産</b>     | <b>207,566</b> | 繰延税金負債           | 35,000         |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>130,317</b> | 繰延税金負債           | 32,270         |
| 建物              | 36,841         | 繰延税金負債           | 10,972         |
| 構築物             | 4,580          | 繰延税金負債           | 1,816          |
| 機械装置            | 41,340         | 繰延税金負債           | 1,696          |
| 車両運搬具           | 4              | 繰延税金負債           | 95             |
| 工具器具備品          | 2,340          | 繰延税金負債           | 656            |
| 土地              | 39,897         | <b>負債合計</b>      | <b>233,691</b> |
| リース資産           | 2,023          | <b>(純資産の部)</b>   |                |
| 建設仮勘定           | 3,289          | <b>株主資本</b>      | <b>84,104</b>  |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>5,761</b>   | 資本剰余金            | 21,704         |
| 施設利用権等          | 5,761          | 資本準備金            | 19,478         |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>71,487</b>  | 利益剰余金            | 43,507         |
| 投資有価証券          | 11,096         | 利益準備金            | 3,529          |
| 関係会社株式          | 8,299          | その他利益剰余金         | 39,978         |
| 出資金             | 55             | 配当引当金            | 5,200          |
| 関係会社出資金         | 27,944         | 固定資産圧縮記帳積立金      | 8,774          |
| 長期貸付金           | 17,017         | 別途積立金            | 20,300         |
| 粉乳中毒救済基金        | 3,005          | 繰越利益剰余金          | 5,704          |
| (特定包括信託)        |                | <b>自己株式</b>      | △ 585          |
| 長期前払費用          | 2,416          | <b>評価・換算差額等</b>  | <b>4,247</b>   |
| その他             | 1,712          | その他有価証券評価差額金     | 4,247          |
| 貸倒引当金           | △ 59           | <b>新株予約権</b>     | <b>204</b>     |
| <b>資産合計</b>     | <b>322,247</b> | <b>純資産合計</b>     | <b>88,556</b>  |
|                 |                | <b>負債及び純資産合計</b> | <b>322,247</b> |

# 損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                         | 金 額   |                |
|-----------------------------|-------|----------------|
| 売 上 高                       |       | 453,865        |
| 売 上 原 価                     |       | 342,005        |
| <b>売 上 総 利 益</b>            |       | <b>111,859</b> |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費         |       | 105,205        |
| <b>営 業 利 益</b>              |       | <b>6,654</b>   |
| 営 業 外 収 益                   |       |                |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金           | 2,865 |                |
| 雑 収 益                       | 1,632 | 4,498          |
| 営 業 外 費 用                   |       |                |
| 支 払 利 息                     | 906   |                |
| 雑 損 失                       | 523   | 1,430          |
| <b>経 常 利 益</b>              |       | <b>9,722</b>   |
| 特 別 利 益                     |       |                |
| 固 定 資 産 売 却 益               | 5,216 |                |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益           | 246   | 5,463          |
| 特 別 損 失                     |       |                |
| 固 定 資 産 処 分 損               | 1,048 |                |
| 公 益 財 団 法 人 ひ か り 協 会 負 担 金 | 1,667 |                |
| 減 損 損 失                     | 1,586 |                |
| 工 場 再 編 費 用                 | 71    |                |
| そ の 他 の 特 別 損 失             | 12    | 4,386          |
| <b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>      |       | <b>10,798</b>  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税     |       | 1,808          |
| 法 人 税 等 調 整 額               |       | 1,155          |
| <b>当 期 純 利 益</b>            |       | <b>7,834</b>   |

## 株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                         | 株 主 資 本 |           |                |              |       |
|-------------------------|---------|-----------|----------------|--------------|-------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |                |              | 利益剰余金 |
|                         |         | 資本準備金     | その他資本<br>剰 余 金 | 資本剰余金<br>合 計 | 利益準備金 |
| 当 期 首 残 高               | 21,704  | 19,478    | —              | 19,478       | 3,529 |
| 当 期 変 動 額               |         |           |                |              |       |
| 固定資産圧縮記帳積立金取崩           |         |           |                |              |       |
| 固定資産圧縮記帳積立金積立           |         |           |                |              |       |
| 別 途 積 立 金 取 崩           |         |           |                |              |       |
| 剰 余 金 の 配 当             |         |           |                |              |       |
| 当 期 純 利 益               |         |           |                |              |       |
| 自己株式の取得                 |         |           |                |              |       |
| 自己株式の処分                 |         |           | △ 8            | △ 8          |       |
| 利益剰余金から<br>資本剰余金への振替    |         |           | 8              | 8            |       |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額(純額) |         |           |                |              |       |
| 当 期 変 動 額 合 計           | —       | —         | —              | —            | —     |
| 当 期 末 残 高               | 21,704  | 19,478    | —              | 19,478       | 3,529 |

(単位：百万円)

|                         | 株 主 資 本          |                 |        |                  |              |
|-------------------------|------------------|-----------------|--------|------------------|--------------|
|                         | 利 益 剰 余 金        |                 |        |                  |              |
|                         | その他利益剰余金         |                 |        |                  | 利益剰余金<br>合 計 |
|                         | 配 当 引 当<br>積 立 金 | 固定資産圧縮<br>記帳積立金 | 別途積立金  | 繰 越 利 益<br>剰 余 金 |              |
| 当 期 首 残 高               |                  |                 |        |                  | 37,410       |
| 当 期 変 動 額               |                  |                 |        |                  |              |
| 固定資産圧縮記帳積立金取崩           |                  | △ 66            |        | 66               | —            |
| 固定資産圧縮記帳積立金積立           |                  | 2,274           |        | △ 2,274          | —            |
| 別 途 積 立 金 取 崩           |                  |                 | △ 500  | 500              | —            |
| 剰 余 金 の 配 当             |                  |                 |        | △ 1,729          | △ 1,729      |
| 当 期 純 利 益               |                  |                 |        | 7,834            | 7,834        |
| 自己株式の取得                 |                  |                 |        |                  |              |
| 自己株式の処分                 |                  |                 |        |                  |              |
| 利益剰余金から<br>資本剰余金への振替    |                  |                 |        | △ 8              | △ 8          |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額(純額) |                  |                 |        |                  |              |
| 当 期 変 動 額 合 計           | —                | 2,208           | △ 500  | 4,388            | 6,096        |
| 当 期 末 残 高               | 5,200            | 8,774           | 20,300 | 5,704            | 43,507       |

(単位：百万円)

|                         | 株主資本  |            | 評価・換算差額等                                    |                    | 新株子約権 | 純資産計<br>合 |
|-------------------------|-------|------------|---------------------------------------------|--------------------|-------|-----------|
|                         | 自己株式  | 株主資本計<br>合 | その<br>他有<br>価証<br>券差<br>額金<br>の<br>評価<br>差額 | 評価・換算<br>差額等<br>合計 |       |           |
| 当期首残高                   | △ 621 | 77,971     | 5,103                                       | 5,103              | 196   | 83,270    |
| 当期変動額                   |       |            |                                             |                    |       |           |
| 固定資産圧縮記帳積立金取崩           |       | —          |                                             |                    |       | —         |
| 固定資産圧縮記帳積立金積立           |       | —          |                                             |                    |       | —         |
| 別途積立金取崩                 |       | —          |                                             |                    |       | —         |
| 剰余金の配当                  |       | △ 1,729    |                                             |                    |       | △ 1,729   |
| 当期純利益                   |       | 7,834      |                                             |                    |       | 7,834     |
| 自己株式の取得                 | △ 16  | △ 16       |                                             |                    |       | △ 16      |
| 自己株式の処分                 | 52    | 44         |                                             |                    |       | 44        |
| 利益剰余金から<br>資本剰余金への振替    |       | —          |                                             |                    |       | —         |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額(純額) |       |            | △ 855                                       | △ 855              | 8     | △ 847     |
| 当期変動額合計                 | 36    | 6,133      | △ 855                                       | △ 855              | 8     | 5,285     |
| 当期末残高                   | △ 585 | 84,104     | 4,247                                       | 4,247              | 204   | 88,556    |

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月13日

森永乳業株式会社

取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 長 光 雄 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 市 瀬 俊 司 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、森永乳業株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、森永乳業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月13日

森永乳業株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 長 光 雄 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 市 瀬 俊 司 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、森永乳業株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第93期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第93期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。  
また、子会社については、主要な子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて主要な子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。  
なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 事業報告に記載されている「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（会社法施行規則第118条第3号に定める事項）については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。  
また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」については、指摘すべき事項は認められません。当該基本方針に沿った各取組みは、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月13日

森永乳業株式会社 監査役会

常勤監査役 文 屋 貞 男 ㊟

常勤監査役 飯 島 信 夫 ㊟

社外監査役 富 田 美栄子 ㊟

社外監査役 米 田 敬 智 ㊟

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、当期の収益、今後の経営環境および安定的な利益還元等を勘案いたしました結果、株主のみなさまの日頃のご支援にお報いするとともに、経営体質強化にも配慮し、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項
  - (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
  - (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき7円とさせていただきますと存じます。  
この場合の総額は1,730,470,077円となります。
  - (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成28年6月30日といたしたいと存じます。
2. その他の剰余金の処分に関する事項
  - (1) 増加する剰余金の項目およびその額  
別途積立金 500,000,000円
  - (2) 減少する剰余金の項目およびその額  
繰越利益剰余金 500,000,000円

### 第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由
  - (1) 株主総会の開催地について、より広い選択肢を確保できるようにするため、株主総会の開催地を限定する現行定款第15条を削除し、現行定款第16条以下の条数の繰り上げを行うものであります。
  - (2) 経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するとともに、取締役の経営責任をより明確にするため、取締役の任期を現行の2年から1年に短縮するものであります。また、これに伴い、取締役の任期調整に関する現行定款第24条第2項を削除するものであります。
  - (3) 災害等の不測の事態が原因で株主総会の開催が困難であると判断される場合に限り、取締役会の決議により剰余金の配当等を行うことができるよう、変更案第49条第2項を新設するものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                   | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(株主総会の開催地)<br/> <u>第15条</u> 株主総会は、本店所在地またはその隣接地において開催する。</p> <p>(株主総会の招集権者および議長)<br/> <u>第16条</u> (条文省略)</p> <p>(取締役の選任)<br/> <u>第23条</u> (条文省略)</p>                                                                                   | <p>(削除)</p> <p>(株主総会の招集権者および議長)<br/> <u>第15条</u> (現行どおり)</p> <p>(取締役の選任)<br/> <u>第22条</u> (現行どおり)</p>                                                                                                                                                                                                             |
| <p>(取締役の任期)<br/> <u>第24条</u> 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。<br/> <u>②</u>増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)<br/> <u>第25条</u> (条文省略)</p> <p>(事業年度)<br/> <u>第49条</u> (条文省略)</p> | <p>(取締役の任期)<br/> <u>第23条</u> 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。<br/> (削除)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)<br/> <u>第24条</u> (現行どおり)</p> <p>(事業年度)<br/> <u>第48条</u> (現行どおり)</p>                                                                                                                            |
| <p>(期末配当金)<br/> <u>第50条</u> 当社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。<br/> (新設)</p> <p>(期末配当金の除斥期間)<br/> <u>第51条</u> (条文省略)</p>                                                             | <p>(剰余金の配当等)<br/> <u>第49条</u> 当社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。<br/> <u>②</u>前項にかかわらず、災害等の不測の事態が発生し、株主総会の開催が困難と取締役会が判断した場合には、剰余金の配当等、会社法第459条第1項第2号乃至第4号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p>(期末配当金の除斥期間)<br/> <u>第50条</u> (現行どおり)</p> |

### 第3号議案 買収防衛策のための新株予約権無償割当ての委任の件

当社は、平成25年6月27日開催の当社第90期定時株主総会決議における株主のみなさまのご承認に基づき、当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）を導入しておりますが、本プランの有効期間は、本総会の終結の時までとされております。

当社は、本プランの有効期間満了に先立ち、本プラン導入後の情勢の変化を踏まえて、本プランの更新の是非を含めその在り方について検討してまいりましたが、その結果、本プランを更新することを決定いたしました。

そこで、当社定款第13条の定めに基づき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、更新後の本プランに利用するため、下記2.「本プランの内容」の要領で新株予約権無償割当てに関する事項の決定を行うことを当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本プランの更新にあたり、有効期限の変更を除き、本プランの内容を実質的に変更している箇所はございません。

#### 1. 提案の理由

株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものです。また、当社は、株式の大量買付等であっても、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付等の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付等の行為について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者等の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために必要な買付者等との交渉が不当に制限されるもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

とりわけ、当社の企業価値の源泉は、「乳」の優れた力を最大限に活用する商品開発力と、食品の提供を通じて培ってきた信用とブランドにあります。これらが、株式の大量買付等を行う者により中長期的に確保し、向上させられなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

こうした事情に鑑み、当社取締役会は、当社株式に対する大量買付等が行われた際に、株主のみなさまがかかる大量買付等に応じるべきか否かを判断し、あるいは当社取締役会が株主のみなさまに代替案を提案するために必要な情報

や時間を確保したり、株主のみなさまのために交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付等を抑止するための枠組みが引き続き必要不可欠であると判断しました。

## 2. 本プランの内容

### (1) 本プランの概要

本プランの概要は、以下のとおりです（その詳細については、下記（2）「本プランに係る手続」以下をご参照下さい。）。

#### ① 目的

本プランは、当社株式の大量取得行為が行われる場合に、株主のみなさまが適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買付者等との交渉の機会を確保すること等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

#### ② 手続の設定

本プランは、当社の株券等に対する買付もしくはこれに類似する行為又はその提案（以下「買付等」といいます。）が行われる場合に、買付等を行う者（以下「買付者等」といいます。）に対し事前の情報提供を求める等、上記①の目的を実現するために必要な手続を定めています（詳細については下記（2）「本プランに係る手続」をご参照下さい。）。

#### ③ 新株予約権の無償割当てによる本プランの発動

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく当社株券等の買付等を行う場合、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合等（その要件の詳細については下記（3）「本新株予約権の無償割当ての要件」をご参照下さい。）には、当社は、買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権（その主な内容は下記（4）「本新株予約権の無償割当ての概要」において述べるものとし、以下これを「本新株予約権」といいます。）を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買付者等以外の株主のみなさまに当社株式が交付された場合には、買付者等の有する当社の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

#### ④ 独立委員会の利用

本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立性の高

い社外者等から構成される独立委員会（その詳細については下記（5）「独立委員会の設置」をご参照下さい。）の客観的な判断を経るとともに、株主のみなさまへその判断の概要などの情報開示を通じて透明性を確保することとしています。

(2) 本プランに係る手続

① 対象となる買付等

本プランが対象とする買付等は、以下（a）又は（b）に該当する買付等とします。買付者等には、予め本プランに定められる手続に従っていただくこととします。

- (a) 当社が発行者である株券等（注1）について保有者（注2）の株券等保有割合（注3）が20%以上となる買付
- (b) 当社が発行者である株券等（注4）について、公開買付け（注5）を行う者の株券等所有割合（注6）及びその特別関係者（注7）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

② 買付者等に対する情報提供の要求

買付等を行う買付者等は、当社取締役会が別途認めた場合を除き、当該買付等の実行に先立ち、当社に対して、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）及び当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を当社の定める書式により提出していただきます。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供するものとします。独立委員会は、これを受けて当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、自ら又は当社取締役会等を通じて本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、本必要情報を追加的に提供していただきます。

記

- (a) 買付者等及びそのグループ（共同保有者（注8）、特別関係者、買付者等を被支配法人等（注9）とする者の特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的な名称、資本構成、財務内容、当該買付者等による買付等と同種の過去の取引の詳細、その結果、当該過去の取引が対象会社の企業価値に与えた影響等を含みます。）
- (b) 買付等の目的、方法及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性に関する情報等を含みます。）

- (c) 買付等の価額の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報並びに買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。）
- (d) 買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）
- (e) 買付等の後における当社グループの基本的な経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- (f) 買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針
- (g) 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- (h) その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認められる場合には、引き続き買付説明書及び本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記④（a）記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

### ③ 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

#### (a) 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会から追加的に提出を求められた本必要情報（もしあれば）が提出された場合、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から買付説明書及び本必要情報の内容と当社取締役会の経営計画、当社取締役会による企業評価等との比較検討等を行うために、当社取締役会に対しても、適宜回答期限を定めた上（30日を上限とします。）、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）、その根拠資料、及び代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を速やかに提供するように要求することがあります。

#### (b) 独立委員会による検討作業

独立委員会は、買付者等及び（当社取締役会に対して上記（a）のとおり情報・資料等の提供を要求した場合には）当社取締役会から、追加的に要求したものを含め、独立委員会による検討作業を開始するために必要かつ十分な情報・資料等が提供されたと独立委員会が認めた場合、最長60日間の検討期間（但し、下記④（c）に記載する場合等には、独立委員会は当該期間の延長をその決議をもって行うことができるものとします。）（以下「独立委員会検討期間」といいます。）を設定します。な

お、独立委員会は、必要かつ十分な情報・資料等の提供がなされたか否かを判断するに当たって、買付者等が当社に関する詳細な情報を有していない場合があることなど、買付者等側の事情をも合理的な範囲で斟酌するものとします。独立委員会は、独立委員会検討期間において買付者等の買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提示する代替案の検討等を行います。また、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は当社取締役会等を通して間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行い、また、当社取締役会の提示する代替案の株主のみなさまに対する提示等を行うものとします。

買付者等は、独立委員会が、直接又は当社取締役会等を通して間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

独立委員会の判断が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることが出来るものとします。

#### (c) 株主に対する情報開示

独立委員会は、自ら又は当社取締役会等を通じて、買付者等が現れた事実、買付者等から買付説明書が提出された事実、独立委員会検討期間が開始した事実、当社取締役会が独立委員会に代替案を提示した事実及び本必要情報の概要その他の情報のうち独立委員会が適切と判断する事項について、独立委員会が適切と判断する時点で株主のみなさまに対する情報開示を行います。

#### ④ 独立委員会における判断方法

独立委員会は、買付者等が現れた場合には、以下のとおり当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して下記 (a) ないし (c) に従った勧告等を行った場合その他独立委員会が適切と判断する場合には、独立委員会は、当該勧告又は決議の事実とその概要その他独立委員会が適切と判断する事項（独立委員会検討期間を延長する場合にはその期間及び延長の理由の概要を含みます。）について、速やかに情報開示を行います。

##### (a) 本新株予約権の無償割当ての実施を勧告する場合

独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続を遵守しなかった場合、又は買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等が下記 (3) 「本新株予約権の無償割当

ての要件」に定める要件のいずれかに該当すると判断し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、独立委員会検討期間の開始又は終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の行使期間開始日（下記（4）「本新株予約権の無償割当ての概要」⑥において定義されます。）の前日までの間は、（無償割当ての効力発生前においては）本新株予約権の無償割当てを中止し、又は（無償割当ての効力発生後においては）本新株予約権を無償にて取得する旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

- (i) 当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合
- (ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記（3）「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、又は該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することもしくは行使を認めることが相当でない場合

(b) 本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等が下記（3）「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することが相当ではないと判断した場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施の勧告をした後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記（3）「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当すると判断し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断するに至った場合には、本新株予約権の無償割当てを実施することの新たな勧告を含む新たな判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

(c) 独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間の終了時まで、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉、代替案の検討等に必要とされる合理的な範囲内で（但し、30日間を

超えないものとし、)、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います。

上記延長の決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うよう最大限努めるものとし、)

⑤ 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等（本新株予約権の無償割当ての中止を含みます。）に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとし、) 当社取締役会は、上記決議を行った場合には、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。なお、買付者等は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を実行してはならないものとし、)

(3) 本新株予約権の無償割当ての要件

当社は、買付者等による買付等が下記のいずれかに該当し、かつ、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合、上記 (2) 「本プランに係る手続」 ⑤に記載される当社取締役会の決議により、本新株予約権の無償割当てを実施することを予定しております。なお、上記 (2) 「本プランに係る手続」 ④のとおり、下記の要件に該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当か否かについては、必ず独立委員会の判断を経ることになります。

記

- ① 上記 (2) 「本プランに係る手続」 ②に定める情報提供及び独立委員会検討期間の確保その他本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合
- ② 下記に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
  - (a) 株券等を買占め、その株券等について当社に対して高値で買取りを要求する行為
  - (b) 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
  - (c) 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

- (d) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高価資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
  - ③ 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
  - ④ 買付等の条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性、買付等の後の経営方針又は事業計画、買付等の後における当社の他の株主、従業員、顧客、取引先その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適當な買付等である場合
  - ⑤ 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な研究・商品開発体制もしくは生産・販売・品質管理体制を支える当社の従業員、顧客、取引先等との関係、又は当社の社会的信用もしくはブランド価値を損なうことなどにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合
- (4) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

① 新株予約権の数

本新株予約権の無償割当ての取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める割当期日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）に相当する数とします。

② 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を無償で割り当てます。

③ 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

④ 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個当たりの目的である当社株式（注10）（「社債、株式等の振替に関する法律」の規定の適用がある同法第128条第1項に定める振

替株式となります。)の数(以下「対象株式数」といいます。)は、別途調整がない限り1株とします。

⑤ 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議の前日から遡って90日間(終値のない日を除きます。)の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値(気配表示を含みます。)の平均値とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

⑥ 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めた日を初日(以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。)とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とします。但し、下記⑨(b)の規定に基づき当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権の行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とします。

⑦ 本新株予約権の行使条件

(I) 特定大量保有者(注11)、(II) 特定大量保有者の共同保有者、(III) 特定大量買付者(注12)、(IV) 特定大量買付者の特別関係者、もしくは(V) 上記(I)ないし(IV)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、又は、(VI) 上記(I)ないし(V)に該当する者の関連者(注13)(以下、(I)ないし(VI)に該当する者を「非適格者」と総称します。)は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません(但し、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の保有する本新株予約権も、下記⑨(b)のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。)

⑧ 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

⑨ 当社による本新株予約権の取得

(a) 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約

権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

- (b) 当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。当社はかかる本新株予約権の取得を複数回行うことができます。

⑩ 法令の改正等による修正

上記で引用する法令の規定は、平成28年4月26日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義などに修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義などを適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

(5) 独立委員会の設置

当社は、本プランに基づく本新株予約権の無償割当ての実施・不実施等に関する当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主のみなさまのために本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置します。本議案が本定時株主総会で承認された場合、承認後の独立委員会の委員は、当社経営陣からの独立性の高い社外有識者3名に引き続き委嘱する予定です（独立委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については、本議案末尾記載の（注14）のとおりであり、本プラン更新後に就任が予定されている独立委員会の委員の略歴は別紙「独立委員会委員略歴」のとおりです。）。

実際に買付等がなされる場合には、上記（2）「本プランに係る手続」に記載したとおり、こうした独立委員会が、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。

(6) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランにおける本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定権限の委任期間（以下「有効期間」といいます。）は、本定時株主総会終結後3年以内に終結する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

但し、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会へ

の上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合、又は、②当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本定時株主総会決議による委任の趣旨に反しない場合（本プランに関する法令、金融商品取引所の規程・規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、当社株主に不利益を与えない場合等を含みます。）、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実、及び（修正又は変更の場合には）修正、変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

#### （ご参考）

本プランの内容は上記2.のとおりですが、当社は、本プランは以下のとおり合理的な内容を備えたものと考えており、また、本プランの株主及び投資家のみなさまへの影響についても以下のとおりとなります。株主のみなさまにおかれましては、これらの点もご考慮の上、本議案につきご承認をいただければと存じます。

本プランの合理性について：

本プランは、下記（1）ないし（7）のとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう合理的な内容を備えたものです。

#### （1）買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足し、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえて設計されています。

#### （2）株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記1.「提案の理由」にて記載したとおり、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主のみなさまが判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主のみなさまのために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

本プランは、上記のとおり、本定時株主総会において本プランに係る委任決議がなされることにより更新されます。

また、上記2. (6)「本プランの有効期間、廃止及び変更」にて記載したとおり、本プランには、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において上記の委任決議を撤回する旨の決議がなされた場合、当社の株主総会で選任された取締役により構成される当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。その意味で、本プランの存続の適否には、株主のみなさまのご意向が反映されることとなっております。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

上記2. (5)「独立委員会の設置」に記載したとおり、本新株予約権の無償割当ての実施等の運用に関する実質的な判断は、独立性の高い社外有識者等から構成される独立委員会により行われることとされています。これにより当社取締役会の恣意的行動を厳格に監視いたします。

また、その判断の概要については株主のみなさまに情報開示をすることとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(5) 合理的な客観的要件の設定

本プランにおいては、上記2. (2)「本プランに係る手続」④及び上記2. (3)「本新株予約権の無償割当ての要件」にて記載したとおり、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ本新株予約権の無償割当ては実施されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(6) 第三者専門家の意見の取得

上記2. (2)「本プランに係る手続」③ (b) にて記載したとおり、買付者等が現れると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることができるとされています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

(7) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

上記2. (6)「本プランの有効期間、廃止及び変更」にて記載したとおり、本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者が、自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、廃止することが可能です。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社においては取締役の期差任期制は採用されていないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

株主及び投資家のみなさまへの影響について：

本プランの導入及び本新株予約権の無償割当てに際して株主及び投資家のみなさまに与える影響は、下記（1）ないし（3）のとおりです。

（1）本プランの更新時に株主及び投資家のみなさまに与える影響

本プランの更新時点においては、株主総会決議に基づき、本新株予約権に関する新株予約権無償割当ての決定権限を取締役会に対して委任していただいているに過ぎず、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家のみなさまに直接具体的な影響が生じることはありません。

（2）本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家のみなさまに与える影響

本プランの手續に従い本新株予約権の無償割当てが実施される場合には、本新株予約権無償割当て決議において別途定める割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主のみなさま（以下「割当対象株主」といいます。）に対し、原則としてその保有する当社株式1株につき1個の本新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主のみなさまが、本新株予約権の行使期間内に、所定の行使価額に相当する金銭の払込みその他下記（3）「本新株予約権の無償割当てに伴って株主のみなさまに必要となる手續」（ii）において詳述する本新株予約権の行使に係る手續を経なければ、他の株主のみなさまによる本新株予約権の行使により、その保有する当社株式全体の価値が希釈化されることとなります。但し、当社は、下記（3）「本新株予約権の無償割当てに伴って株主のみなさまに必要となる手續」（iii）に記載する手續により、非適格者以外の株主のみなさまから本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手續を取った場合、非適格者以外の株主のみなさまは、本新株予約権の行使及び所定の行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、この場合、保有する当社株式1株あたりの価値の希釈化は生じますが、原則として、保有する当社株式全体の価値の経済的な希釈化は生じません。

なお、当社は、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、上記2.（2）「本プランに係る手續」④（a）に記載した独立委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日までにおいては、

本新株予約権の無償割当てを中止し、また、本新株予約権の無償割当ての効力発生日後本新株予約権の行使期間開始日の前日までの間においては、本新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、1株あたりの当社株式の価値の希釈化は生じませんので、1株あたりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主又は投資家のみなさまは、株価の変動により相応の損害を受ける可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主のみなさまに必要なとなる手続

(i) 本新株予約権の割当ての手続

当社取締役会において、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、当社取締役会は、当該決議において割当期日を定め、これを公告いたします。この場合、割当対象株主に対し、原則としてその有する当社株式1株につき1個の本新株予約権が無償にて割り当てられます。なお、割当対象株主のみなさまは、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権に係る新株予約権者となるため、申込の手続等は不要です。

(ii) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当対象株主のみなさまに対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日、振替株式の振替を行うための口座等の必要事項並びに株主のみなさまご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主のみなさまにおかれましては、本新株予約権の行使期間内で、かつ、当社による本新株予約権の取得の効力が発生するまでに、当該行使請求書及びこれらの必要書類をご提出いただいた上、本新株予約権の行使請求受付場所に当該行使請求書及びこれらの必要書類が到達し、原則として、本新株予約権1個当たり1円を下限とし、当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金額を当該行使請求受付場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式が発行されることとなります。

(iii) 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日において本新株予約権を取得します。

このうち、非適格者以外の株主のみなさまから本新株予約権を取得し、これと引き換えに当社株式を交付する場合には、かかる株主のみなさまは、

行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式を受領することになります。なお、この場合、かかる株主のみなさまには、別途、振替株式の振替を行うための口座等の必要事項、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書をご提出いただくことがあります。

上記のほか、本新株予約権の割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議において決定された後、株主のみなさまに対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

- (注1) 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本議案において別段の定めがない限り同じとします。
- (注2) 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)。本議案において同じとします。
- (注3) 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本議案において同じとします。
- (注4) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。
- (注5) 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本議案において同じとします。
- (注6) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本議案において同じとします。
- (注7) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本議案において同じとします。
- (注8) 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)。本議案において同じとします。
- (注9) 金融商品取引法施行令第9条第5項に定義されます。
- (注10) 将来、当社が種類株式発行会社(会社法第2条第13号)となった場合においても、①本新株予約権の行使により発行される当社株式及び②本新株予約権の取得と引換えに交付する当社株式は、いずれも当社が本定時株主総会開催時において、現に発行している株式(普通株式)と同一の種類の株式を指すものとします。
- (注11) 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。
- (注12) 「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本注12において同じとします。)の買付け等(同法第27条の2第1項に定義されます。以下本注12において同じとします。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。)に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。

(注13) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。

(注14) 独立委員会規則においては、概要以下のような事項が定められております。

- ・独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、  
(i) 当社社外取締役、(ii) 当社社外監査役、又は (iii) 社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。但し、社外の有識者は、実績ある会社経営者、投資銀行業務もしくは当社の業務領域に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならない。また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・独立委員会委員の任期は、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、社外取締役又は社外監査役であった独立委員会委員が、取締役又は監査役でなくなった場合（但し、再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・独立委員会は本プランに定められた事項について決定等を行う。
- ・独立委員会は各独立委員会委員によって招集され、その決議は、原則として、独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。

以 上

## 独立委員会委員略歴

本プラン更新後の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

橋本 晃明（はしもと てるあき）

略歴 昭和18年生まれ  
昭和41年4月 三井物産株式会社 入社  
平成元年5月 東洋水産株式会社 入社  
平成7年6月 東洋水産株式会社 代表取締役社長  
平成15年7月 株式会社三友小網（現三井食品株式会社）  
代表取締役会長  
平成18年10月 三井物産株式会社 顧問  
平成18年10月 三井食品株式会社 取締役相談役  
平成20年6月 三井食品株式会社 相談役

白土 種治（しらと たねじ）

略歴 昭和15年生まれ  
昭和39年4月 日産自動車株式会社 入社  
昭和46年9月 ニューヨーク大学大学院経営学修士（MBA）  
昭和46年11月 ピート・マーウィック・ミッチェル（現KPMG）入社  
昭和47年8月 米国公認会計士  
昭和50年12月 大蔵省（現金融庁）より外国公認会計士認可  
昭和55年4月 白土外国公認会計士事務所開設（現在に至る）

末吉 互（すえよし わたる）

略歴 昭和31年生まれ  
昭和58年4月 弁護士登録、森綜合法律事務所（現森・濱田松本法律事務所）入所  
平成2年1月 森綜合法律事務所（現森・濱田松本法律事務所）パートナー  
平成19年4月 末吉綜合法律事務所開設  
平成21年12月 潮見坂綜合法律事務所に改称（現在に至る）

注1. 橋本晃明氏が在籍された三井物産株式会社及び三井食品株式会社との間で乳製品販売等の継続的な取引販売がありますが、両社との取引規模は、いずれも当社の連結売上高の2%未満と僅少であるため、橋本晃明氏の独立性は十分に確保されるものと判断しております。

注2. その他の委員会委員候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。

以上

#### 第4号議案 取締役11名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社の取締役の任期は2年から1年になり、取締役（10名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化をはかるため1名を増員し、社外取締役2名を含む取締役11名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                                   | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 所有する当社の株式の数 |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 1     | みや ほん みち お<br>宮原 道夫<br>(昭和26年1月4日生)                                                                                                                                                                                            | 昭和50年4月 当社入社<br>平成9年4月 当社東京多摩工場製造部長<br>平成13年4月 当社盛岡工場長<br>平成15年6月 当社執行役員生産技術部エンジニアリング担当部長<br>平成17年6月 当社常務執行役員生産技術部長<br>平成18年2月 当社常務執行役員生産本部長<br>平成19年6月 当社専務執行役員生産本部長<br>平成19年6月 当社専務取締役 専務執行役員生産本部長<br>平成21年6月 当社取締役副社長<br>平成22年2月 当社取締役副社長 副社長執行役員第二営業本部長<br>平成23年6月 当社代表取締役副社長<br>平成24年6月 当社代表取締役社長<br>現在に至る<br><br>(重要な兼職の状況)<br>日本乳品貿易株式会社 代表取締役社長<br>一般社団法人Jミルク 会長<br>東京飲用牛乳協会 会長 | 68,000株     |
|       | <p>&lt;候補者の選任理由&gt;<br/>当社において生産および販売部門を歴任したほか、関係団体の役員を務めてきており、乳業界に関する専門的な知見を有しております。また、平成19年以降、取締役を経験し、平成24年からは代表取締役社長として当社グループの経営にあたっております。こうした知見や経験を活かし、当社グループのさらなる成長と企業価値向上に貢献することが期待されることから、取締役候補者として再任をお願いするものであります。</p> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |             |

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                      | 氏名<br>(生年月日)                                                                 | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 所有する当社の株式の数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 2                                                                                                                                                                                                                          | <p style="text-align: center;">の ぐち じゅん いち<br/>野 口 純 一<br/>(昭和25年6月30日生)</p> | <p>昭和48年4月 当社入社<br/>平成9年6月 当社関西支店販売促進第一部長兼販売促進第二部長<br/>平成11年11月 当社関西支店市乳・D Y販売部長<br/>平成13年4月 当社市乳・D Y事業部事業統括室長<br/>平成15年6月 当社執行役員リテール事業部長<br/>平成18年2月 当社執行役員チルド(リテール)事業部長<br/>平成19年6月 当社常務取締役 常務執行役員営業本部長<br/>平成21年6月 当社専務取締役 専務執行役員営業本部長<br/>平成22年2月 当社専務取締役 専務執行役員第一営業本部長<br/>平成26年6月 当社取締役副社長 副社長執行役員第一営業本部長<br/>平成27年6月 当社代表取締役副社長 副社長執行役員営業本部長<br/>現在に至る</p> <p>(当社における担当)<br/>社長補佐、営業・マーケティング担当<br/>(重要な兼職の状況)<br/>一般社団法人日本アイスクリーム協会 会長<br/>アイスクリーム類及び氷菓公正取引協議会 会長</p> | 57,000株     |
| <p>&lt;候補者の選任理由&gt;<br/>当社において販売部門を歴任したほか、関係団体の役員を務めてきており、乳業界に関する専門的な知見を有しております。また、平成19年以降、取締役を経験し、平成27年からは代表取締役副社長として当社グループの経営にあたっております。こうした知見や経験を活かし、当社グループのさらなる成長と企業価値向上に貢献することが期待されることから、取締役候補者として再任をお願いするものであります。</p> |                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |             |
| 3                                                                                                                                                                                                                          | <p style="text-align: center;">あお やま かず お<br/>青 山 和 夫<br/>(昭和27年5月7日生)</p>   | <p>昭和50年4月 当社入社<br/>平成12年12月 当社東京工場製造部長<br/>平成17年12月 当社東京工場長<br/>平成20年4月 当社品質保証部長<br/>平成23年6月 当社執行役員東京多摩工場長<br/>平成25年6月 当社取締役 常務執行役員生産本部長<br/>平成26年6月 当社常務取締役 常務執行役員生産本部長<br/>現在に至る</p> <p>(当社における担当)<br/>生産・品質・酪農・物流担当<br/>(重要な兼職の状況)<br/>全国牛乳容器環境協議会 会長<br/>飲料用紙容器リサイクル協議会 理事長</p>                                                                                                                                                                                         | 23,000株     |
| <p>&lt;候補者の選任理由&gt;<br/>当社において生産部門を歴任したほか、関係団体の役員を務めてきており、乳業界に関する専門的な知見を有しております。また、平成23年以降、執行役員として重要な職務を経験し、平成25年からは取締役として経営に携わっております。こうした知見や経験を活かし、当社グループのさらなる成長と企業価値向上に貢献することが期待されることから、取締役候補者として再任をお願いするものであります。</p>    |                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |             |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                                               | 氏 名<br>(生年月日)                                                                 | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                          | 所有する当社<br>の株式の数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 4                                                                                                                                                                                                                       | <p style="text-align: center;">おお かわ ていいちろう<br/>大 川 禎一郎<br/>(昭和31年6月21日生)</p> | <p>昭和57年4月 当社入社<br/>平成13年6月 当社栄養科学研究所栄養食品開発室長<br/>平成18年12月 当社栄養科学研究所栄養食品開発部長<br/>平成24年6月 当社食品総合研究所長<br/>平成25年6月 当社執行役員食品総合研究所長<br/>平成27年6月 当社常務取締役 常務執行役員食品総合研究所長<br/>平成27年11月 当社常務取締役<br/>現在に至る<br/>(当社における担当)<br/>研究・開発担当</p>                                              | 24,000株         |
| <p>&lt;候補者の選任理由&gt;<br/>当社において研究部門を歴任したほか、関係団体の役員を務めてきており、乳業界に関する専門的な知見を有しております。また、平成25年以降、執行役員として重要な職務を経験し、平成27年からは取締役として経営に携わっております。こうした知見や経験を活かし、当社グループのさらなる成長と企業価値向上に貢献することが期待されることから、取締役候補者として再任をお願いするものであります。</p> |                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                              |                 |
| 5                                                                                                                                                                                                                       | <p style="text-align: center;">みなと つよし<br/>港 毅<br/>(昭和39年6月23日生)</p>          | <p>昭和63年4月 当社入社<br/>平成16年4月 当社東京多摩工場事務部長<br/>平成17年9月 当社総務部秘書室長<br/>平成19年4月 当社総務部秘書課長<br/>平成19年11月 当社渉外部長<br/>平成22年6月 当社執行役員渉外部長<br/>平成27年6月 当社取締役 常務執行役員渉外副本部長兼渉外部長<br/>平成27年11月 当社取締役 常務執行役員渉外副本部長<br/>現在に至る<br/>(当社における担当)<br/>渉外担当<br/>(重要な兼職の状況)<br/>公益財団法人ひかり協会 評議員</p> | 7,000株          |
| <p>&lt;候補者の選任理由&gt;<br/>当社において管理部門を歴任したほか、関係団体の役員を務めてきており、乳業界に関する専門的な知見を有しております。また、平成22年以降、執行役員として重要な職務を経験し、平成27年からは取締役として経営に携わっております。こうした知見や経験を活かし、当社グループのさらなる成長と企業価値向上に貢献することが期待されることから、取締役候補者として再任をお願いするものであります。</p> |                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                              |                 |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                            | 氏 名<br>(生年月日)                                                                | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                  | 所有する当社<br>の株式の数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 6                                                                                                                                                                                                    | <p style="text-align: center;">おお ぬき よう いち<br/>大 貫 陽 一<br/>(昭和34年12月4日生)</p> | <p>昭和58年4月 当社入社<br/>平成18年2月 当社チルド（リテール）事業部事業企画室長<br/>平成20年5月 当社営業本部営業本部室長<br/>平成22年2月 当社営業本部室長<br/>平成23年6月 当社執行役員経営企画部長兼広報部長<br/>平成26年11月 当社執行役員経営企画部長<br/>平成27年6月 当社取締役 常務執行役員経営企画部長<br/>平成28年4月 当社取締役<br/>現在に至る<br/>(当社における担当)<br/>企画・広報・管理等担当</p> | 7,000株          |
| <p>&lt;候補者の選任理由&gt;<br/>当社において販売および管理部門を歴任しており、乳業界に関する専門的な知見を有しております。また、平成23年以降、執行役員として重要な職務を経験し、平成27年からは取締役として経営に携わっております。こうした知見や経験を活かし、当社グループのさらなる成長と企業価値向上に貢献することが期待されることから、取締役候補者として再任を願います。</p> |                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                      |                 |
| 7                                                                                                                                                                                                    | <p style="text-align: center;">くさ の しげ み<br/>草 野 茂 実*<br/>(昭和32年5月26日生)</p>  | <p>昭和55年4月 当社入社<br/>平成14年5月 当社東京多摩工場製造部長<br/>平成20年4月 当社東京工場長<br/>平成23年6月 当社品質保証部長<br/>平成25年6月 当社執行役員生産本部生産技術部長<br/>平成26年1月 当社執行役員生産本部生産部長<br/>現在に至る</p>                                                                                              | 13,000株         |
| <p>&lt;候補者の選任理由&gt;<br/>当社において生産部門を歴任しており、乳業界に関する専門的な知見を有しております。また、平成25年以降、執行役員として執行部門における重要な職務を経験しております。こうした知見や経験を活かし、当社グループのさらなる成長と企業価値向上に貢献することが期待されることから、取締役候補者とするものであります。</p>                   |                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                      |                 |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                            | 氏 名<br>(生年月日)                           | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 所有する当社<br>の株式の数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 8                                                                                                                                                                                    | さい とう みつ まさ<br>齋 藤 光 政*<br>(昭和33年1月1日生) | 昭和55年4月 当社入社<br>平成20年6月 当社総務部長<br>平成21年5月 当社生産本部調達部長<br>平成23年6月 当社執行役員生産本部調達部長<br>平成24年6月 当社執行役員人財部長<br>現在に至る                                                                                                                                                                                                                                                  | 22,000株         |
| <候補者の選任理由><br>当社において生産および管理部門を歴任しており、乳業界に関する専門的な知見を有しております。また、平成23年以降、執行役員として執行部門における重要な職務を経験しております。こうした知見や経験を活かし、当社グループのさらなる成長と企業価値向上に貢献することが期待されることから、取締役候補者とするものであります。            |                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                 |
| 9                                                                                                                                                                                    | おお ほん けん いち<br>大 原 賢 一*<br>(昭和33年1月6日生) | 昭和57年1月 米国ケリークラークカンパニー入社（～同年10月）<br>昭和57年12月 はごろも缶詰株式会社入社（～昭和61年4月）<br>昭和61年4月 株式会社フューチャーマーケティング入社<br>昭和61年11月 同社業務推進部長（～昭和62年10月）<br>昭和62年12月 当社入社<br>平成16年4月 当社東京支社業務用食品販売部長<br>平成17年6月 当社市乳・D Y事業部デザート・ヨーグルト部長<br>平成18年2月 当社チルド（リテール）事業部デザート・ヨーグルトマーケティング部長<br>平成19年6月 株式会社シェフォーレ出向（代表取締役社長）<br>平成22年6月 当社執行役員東京支社副支社長<br>平成24年6月 当社執行役員第一営業本部副本部長<br>現在に至る | 11,000株         |
| <候補者の選任理由><br>当社において販売部門を歴任しており、乳業界に関する専門的な知見を有しております。また、平成22年以降、執行役員として執行部門における重要な職務を経験しているほか、関係会社の経営にも携わりました。こうした知見や経験を活かし、当社グループのさらなる成長と企業価値向上に貢献することが期待されることから、取締役候補者とするものであります。 |                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                 |

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                       | 氏名<br>(生年月日)                                                              | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 所有する当社の株式の数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 10                                                                                                                                                                                                          | <p style="text-align: center;">おく みや きょう こ<br/>奥宮京子<br/>(昭和31年6月2日生)</p>  | <p>昭和59年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会所属）<br/>岩田合同法律事務所入所（～平成12年8月）</p> <p>平成12年9月 田辺総合法律事務所入所（現職）</p> <p>平成13年9月 法務省法制審議会民事訴訟・民事執行法部会幹事（～平成16年2月）</p> <p>平成15年8月 川崎市監査委員（～平成27年7月）</p> <p>平成18年2月 防衛省防衛調達審議会委員（～平成26年3月）</p> <p>平成26年6月 日本電気株式会社 社外監査役（現職）</p> <p>平成26年6月 株式会社デイ・シイ 社外取締役（現職）</p> <p>平成26年6月 当社社外取締役<br/>現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況)<br/>弁護士（田辺総合法律事務所）<br/>株式会社デイ・シイ 社外取締役<br/>日本電気株式会社 社外監査役</p> | 2,000株      |
| <p>&lt;候補者の選任理由&gt;<br/>直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として高度な専門知識を有しており、平成26年6月より当社の社外取締役として、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点から独立性をもって経営に参画いただいております。引き続きこのような視点から経営に対する助言・提言を行っていただくため、社外取締役候補者として再任をお願いするものであります。</p>      |                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |             |
| 11                                                                                                                                                                                                          | <p style="text-align: center;">かわ かみ しょう じ<br/>川上正治<br/>(昭和24年10月4日生)</p> | <p>昭和49年4月 トヨタ自動車工業株式会社（現トヨタ自動車株式会社）入社</p> <p>平成6年1月 同社経理本部経理部原価管理室長</p> <p>平成10年1月 国瑞汽車股份有限公司出向 協理</p> <p>平成12年1月 同社副総経理</p> <p>平成13年1月 トヨタ自動車株式会社経理本部関連事業部長</p> <p>平成17年1月 愛三工業株式会社出向</p> <p>平成17年6月 同社転籍 取締役</p> <p>平成19年6月 同社常務取締役</p> <p>平成20年6月 同社代表取締役専務</p> <p>平成25年6月 同社非常勤顧問（～平成26年6月）</p> <p>平成27年6月 当社社外取締役<br/>現在に至る</p>                                                              | 1,000株      |
| <p>&lt;候補者の選任理由&gt;<br/>トヨタ自動車株式会社で経理本部関連事業部長、愛三工業株式会社で経営者を務められたほか、国瑞汽車股份有限公司で海外事業に携わるなど豊富な経験を有しており、平成27年6月より当社の社外取締役として独立性をもって経営に参画いただいております。引き続き、幅広い見識に基づく助言や提言を行っていただくため、社外取締役候補者として再任をお願いするものであります。</p> |                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |             |

- (注1) \*印の各氏は、新任の取締役候補者であります。
- (注2) 宮原道夫氏が兼職している日本乳品貿易株式会社は当社の関連会社であります。当社との間には、重要な取引等はありません。その他、各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- (注3) 奥宮京子および川上正治の両氏は、社外取締役候補者であります。
- (注4) 当社は、奥宮京子および川上正治の両氏を東京証券取引所に対し独立役員として届け出ており、両氏の再任が承認され、就任した場合には、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
- (注5) 奥宮京子氏の当社における社外取締役としての在任期間は、平成26年6月より本総会終結の時をもって2年であります。
- (注6) 川上正治氏の当社における社外取締役としての在任期間は、平成27年6月より本総会終結の時をもって1年であります。
- (注7) 当社は、奥宮京子および川上正治の両氏との間で責任限定契約を締結しており、本総会において両氏の再任が承認され、就任した場合には、本契約を継続する予定であります。契約の概要は次のとおりであります。
- ①社外取締役が当社に対して会社法第423条第1項の損害賠償責任を負う場合は、法令に定める最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
  - ②上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

## 第5号議案 監査役3名選任の件

監査役 文屋貞男、飯島信夫、富田美栄子の各氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号                                                                                                                                                                                 | 氏名<br>(生年月日)                            | 略歴、地位および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 所有する当社の株式の数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 1                                                                                                                                                                                     | い い じ ま の お<br>飯 島 信 夫<br>(昭和25年6月27日生) | 昭和48年4月 当社入社<br>平成15年6月 当社冷菓事業部長<br>平成17年6月 当社執行役員冷菓事業部長<br>平成19年6月 当社執行役員関西支店長<br>平成20年5月 当社執行役員リテール事業部長<br>平成21年5月 当社常務執行役員リテール事業部長<br>平成22年2月 当社常務執行役員第一営業本部リテール事業部長<br>平成22年6月 森永北陸乳業株式会社出向（代表取締役社長）<br>平成24年6月 当社常勤監査役<br>現在に至る                                                                                   | 26,000株     |
| <p>&lt;候補者の選任理由&gt;<br/>当社において販売部門を歴任したほか、関係団体の役員を務めてきており、乳業界に関する専門的な知見を有しております。また、平成24年からは常勤監査役として当社グループの監査にあたっております。こうして培った知見や経験を活かした実効的な監査が期待されることから、監査役候補者として再任をお願いするものであります。</p> |                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |             |
| 2                                                                                                                                                                                     | き む ら こ う じ<br>木 村 康 二*<br>(昭和25年2月8日生) | 昭和47年4月 当社入社<br>平成13年6月 当社情報システム部長<br>平成15年6月 当社執行役員情報システム部長<br>平成18年2月 当社執行役員経営企画部長<br>平成19年6月 当社常務執行役員経営企画部長<br>平成19年6月 当社取締役 常務執行役員経営企画部長<br>平成20年5月 当社取締役 常務執行役員経営企画部長兼広報IR部長<br>平成21年5月 当社取締役 常務執行役員経営企画部長兼関連事業部長<br>平成21年6月 当社常務執行役員関連事業部長<br>平成22年1月 株式会社リザンコーポレーション出向（代表取締役社長）<br>平成27年6月 同社代表取締役社長退任<br>現在に至る | 39,000株     |
| <p>&lt;候補者の選任理由&gt;<br/>当社において管理部門を歴任しており、乳業界に関する専門的な知見を有しております。また、平成19年から平成21年にかけて、当社の取締役として経営に携わりました。こうして培った知見や人脈に基づく高度な情報収集力を活かした実効的な監査が期待されることから、監査役候補者とするものであります。</p>            |                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |             |

| 候補者<br>番号                                                                                                                        | 氏 名<br>(生年月日)                                                                   | 略歴、地位および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 所有する当社<br>の株式の数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 3                                                                                                                                | <p style="text-align: center;">い か が ま さ ひ こ<br/>伊香賀 正 彦*<br/>(昭和30年5月14日生)</p> | <p>昭和54年10月 等松青木監査法人（現 有限責任<br/>監査法人トーマツ）入社<br/>昭和63年5月 等松トウシュロスコンサルティング<br/>株式会社（現 アビームコンサ<br/>ルティング株式会社）取締役<br/>平成2年5月 等松青木監査法人 パートナー<br/>平成5年4月 トーマツコンサルティング株式会<br/>社（現 デロイトトーマツコンサ<br/>ルティング合同会社）取締役<br/>平成12年3月 同社代表取締役社長<br/>平成22年10月 同社取締役会長（～平成25年11<br/>月）<br/>平成25年11月 有限責任監査法人トーマツ C S<br/>O（最高戦略責任者）（～平成27年<br/>11月）<br/>平成28年3月 同監査法人 パートナー 退任<br/>平成28年4月 伊香賀正彦公認会計士事務所開所<br/>平成28年5月 プラジュナリンク株式会社 代表<br/>取締役（現職）<br/>現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況)<br/>伊香賀正彦公認会計士事務所 代表<br/>プラジュナリンク株式会社 代表取締役</p> | 0株              |
| <p>&lt;候補者の選任理由&gt;<br/>公認会計士としての財務および会計に関する知見と企業経営者としての豊富な経験、幅広い見識を有しております。それらを当社の監査に反映いただくことが期待されることから、社外監査役候補者とするものであります。</p> |                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                 |

- (注1) \*印の各氏は、新任の監査役候補者であります。
- (注2) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- (注3) 伊香賀正彦氏は、社外監査役候補者であります。
- (注4) 伊香賀正彦氏の選任が承認され、就任した場合には、同氏を東京証券取引所に対し独立役員として届け出る予定であります。
- (注5) 伊香賀正彦氏の選任が承認され、就任した場合には、当社は、同氏との間で責任限定契約の締結を予定しております。その契約の概要は次のとおりであります。
- ①社外監査役が当社に対して会社法第423条第1項の損害賠償責任を負う場合は、法令に定める最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ②上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

## 第6号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、社外監査役である米田敬智氏および第5号議案「監査役3名選任の件」の承認可決を条件として社外監査役に就任する伊香賀正彦氏の補欠の社外監査役として、予め補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得たうえで取締役会の決議により取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                                                                                           | 略歴、地位および重要な兼職の状況                                                 | 所有する当社の株式の数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|-------------|
| かとう いちろう<br>加藤 一郎<br>(昭和30年4月1日生)                                                                      | 昭和58年4月 弁護士登録（東京弁護士会所属）<br>小堀合同法律事務所（現 村田・加藤・小森法律事務所）入所<br>現在に至る | 0株          |
| <b>&lt;候補者の選任理由&gt;</b><br>弁護士として法律上の専門知識を持つとともに商事問題に関する豊富な経験を有しており、客観的立場から当社の経営を監査されることが期待されるものであります。 |                                                                  |             |

(注1) 候補者 加藤一郎氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

(注2) 同氏は、補欠の社外監査役として選任するものであります。

(注3) 同氏が社外監査役に就任した場合には、当社は、同氏との間で責任限定契約の締結を予定しております。その契約の概要は次のとおりであります。

①社外監査役が当社に対して会社法第423条第1項の損害賠償責任を負う場合は、法令に定める最低責任限度額を限度として、その責任を負う。

②上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

## ご参考

### 【社外役員の独立性判断基準】

当社は、社外取締役および社外監査役ならびにそれらの候補者が、次の各項目の要件を満たす場合、当社から十分な独立性を有しているものと判断する。

- (1) 現在、当社グループ（注1）の業務執行取締役等（注2）でなく、かつ、過去に当社グループの業務執行取締役等でなかったこと。社外監査役にあっては、これらに加え、当社グループの非業務執行取締役でなかったこと。
- (2) 現事業年度および過去3事業年度において、次のいずれにも該当していないこと。
  - ①当社グループを主要な取引先とする者（注3）および当該取引先の業務執行取締役等。
  - ②当社グループの主要な取引先（注4）である者および当該取引先の業務執行取締役等。
  - ③当社グループから役員報酬以外に、多額の金銭（注5）その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家である者。なお、当該財産を得た者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属している者。
  - ④当社の現在の主要株主（注6）である者および当該主要株主の業務執行取締役等。
  - ⑤当社グループから一定額（注7）を超える寄付または助成を受けている法人や組合等の団体の出身者。
- (3) 現在、次のいずれかに該当する者の配偶者または2親等内の親族でないこと。
  - ①当社グループの業務執行取締役等および非業務執行取締役。ただし、業務執行取締役等のうち使用人である者については、重要な使用人（注8）である者に限る。
  - ②上記（2）①ないし⑤のいずれかに該当する者のうち重要な者（注9）。
- (4) 現在、当社グループとの間で、取締役、監査役、執行役または執行役員を相互に派遣している会社の取締役、監査役、執行役、執行役員または使用人でないこと。
- (5) 次のいずれにも該当していないこと。
  - ①当社的一般株主との間で利益相反が生じるおそれのある者。
  - ②通算の在任期間が8年を超える者。

（注1）当社グループとは、当社および当社の子会社をいう。

（注2）業務執行取締役等とは、業務執行取締役、執行役、執行役員、支配人その他の使用人をいう。

（注3）当社グループを主要な取引先とする者とは、当該取引先の年間連結総売上高の2%以上の支払いを、当社グループから受けた者をいう。

（注4）当社グループの主要な取引先とは、次のいずれかに該当する者をいう。

①当社に対して、年間連結総売上高の2%以上の支払いを行っている者。

②事業年度末における借入金の総額が当社グループの連結総資産の2%以上を占める金融機関。

（注5）多額の金銭とは、過去3事業年度の平均で、年間1,000万円または当該法人の連結売上高もしくは総収入の2%のいずれか大きい額を超える金額をいう。

（注6）主要株主とは、総議決権の10%以上の株式を保有する株主をいう。

（注7）一定額とは、過去3事業年度の平均で、年間1,000万円または当該団体の年間総費用の30%のいずれか大きい額を超える金額をいう。

（注8）重要な使用人とは、部長職以上の上級管理職に当たる使用人をいう。

（注9）重要な者とは、公認会計士、弁護士（いわゆるアソシエイトを含む）、法人の理事や評議員等の役員、またはこれらと同等の重要性を持つと客観的、合理的に判断される者をいう。

以 上

# 森永乳業株式会社 株主総会会場 ご案内図

## 開催会場

東京都港区北青山三丁目6番8号

**青山ダイヤモンドホール**

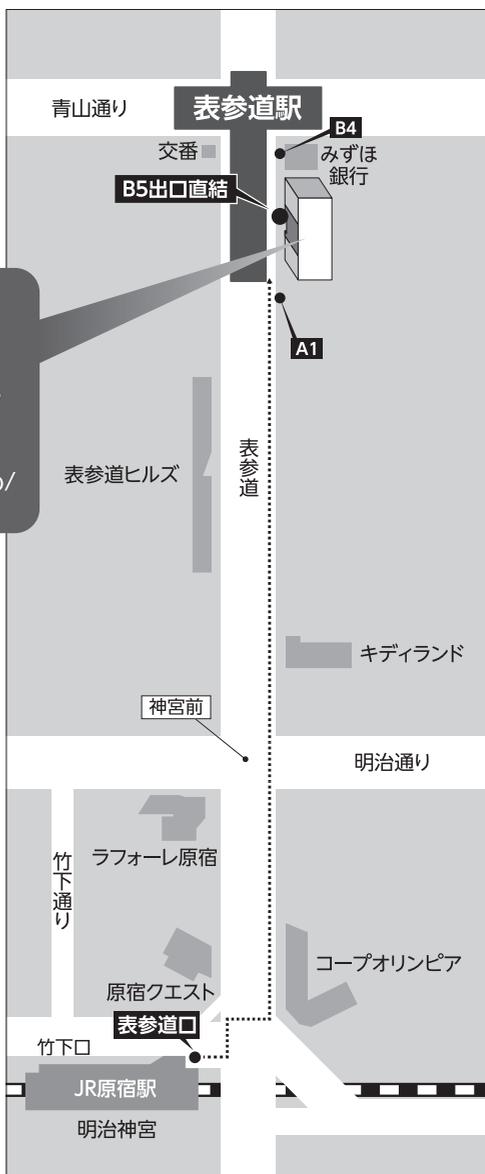
電話 03-5467-2111 (代表)

<http://www.diamondhall.co.jp/>

## 交通機関のご案内

東京メトロ {銀座線  
半蔵門線  
千代田線} **「表参道駅」**  
B5出口直結

JR 山手線 **「原宿駅」**  
より徒歩15分



## ご注意

駐車場のご用意がございませんので、  
お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。